# 文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞調查研究報告書 

－今後の「大学像」の在り方に関する澗查研究：教員の所属組織－

平成19年3月

国立大学法人 金沢大学

本報告書は，文部科学省委託調査事業「先導的大学改革推進委託」に係るも ので，事業テーマ「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関する平成 17 •18年度分の調査研究報告書である。

我が国高等教育政策において，平成 17 年 7 月の学校教育法の改正により，「教員の職」に関する制度変更がなされたほか，平成18年3月には，大学設置基準の改正により，「講座／学科目制」の規定が削除され，替わって，教員間の適切な役割分担と連携の確保に関わる規定が新たに設けられた。こうした新た な制度は，平成19年度から，具体的実施に移されることとなっている。

本事業は，そうした制度改正を受け，「講座制」の総括を行うとともに，平成 19年度以降，各大学が，自主的•自立的にその教育研究目的に適った「教員 の所属組織」を編成•再編していく上で有効と考えられる諸課題を対象に調査検討を行いその成果を公にすることを通じて，関係者の便宜に供することをそ の趣旨•目的としている。

上記のような事業の趣旨•目的に基づき，「教員の所属組織」に係る全国規模 のアンケート調査を実施し相当規模のデータを入手するとともに，国内外の大学の訪問調査を精力的に行い，有益な資料や情報に接することができた。併せ て，所要の文献調査も行った。

今回，文部科学省高等教育局長宛に提出する調査研究報告書は，上述のアン ケート調査に関わるものとして，同調査の企画•立案から実施に至る経緯，調査によって得られたデータの分析結果，平成 $17 \sim 18$ 年度の 2 年間を通じて実施した国内外大学等に対する訪問調査の記録，さらには文献調査の成果など を掲記するものである。
教員組織に係る制度改正は，未だ，実施の緒に就いたばかりである。 2 年間 に亘る調査を通じて得た情報・データとそれらの分析•検証の過程で生起した新たな課題への追加的調査等が，同制度の有効性を高める方途を模索していく上で，今後，必要であることは論を俟たない。
最後に，本事業に係るアンケート調査，訪問調査にご協力いただいた関係各位，本調査研究の趣旨に賛同されその遂行を能動的に支えるために参集された学外スタッフ，本学スタッフに深く感謝申し上げたい。

平成18年3月31日
平成 17 •18年度文部科学省委託調査事業「教員の所属組織」検討会議主査 早田幸政

## 目 次

## 序 篇

1．事業委託期間 ..... 3
2．事業のテーマ ..... 3
3．事業の趣旨 ..... 3
4．事業の内容及び実施方法等にかかる計画 ..... 3
〈平成 17 年度分〉
（1）「講座／学科目制」についての総括 ..... 3
（2）「教員の所属と学生の所属を分ける」という取組 ..... 5
〈平成 18 年度分〉
（1）趣旨 ..... 6
（2）事業実施計画 ..... 6
（1）文献調査について ..... 6
（2）アンケート調査について ..... 7
（3）国内訪問調査について ..... 7
（4）海外調査について ..... 7
（5）最終報告書作成について ..... 8
5．事業実施に伴う庶務的作業 ..... 8
6．事業の実施体制の確立 ..... 10
7．事業実施プロセスでの調査研究に関わる審議•検討 ..... 10
8．事業にかかる調査研究の経緯と進捗状況 ..... 28
〈平成 17 年度分〉
（1）文献調査について ..... 28
（2）アンケート調査について ..... 29
（1）アンケート調査の企画と実施の経緯 ..... 29
（2）回収状況 ..... 30
（3）国内訪問調査について ..... 31
（1）国内訪問調査の趣旨と調査実施の経緯 ..... 31
（2）国内訪問調査における具体的調査事項 ..... 31
（3）国内訪問調査を行うに当っての基本的確認事項 ..... 32
（4）訪問調査レポートに掲記する事項 ..... ． 32
（4）海外調査について ..... ． 33
（1）海外調査の趣旨 ..... 33
（2）調査実施の経緯 ..... 33
〈平成 18 年度分〉
（1）文献調査について ..... 34
（2）アンケート調査結果の集計•分析等について ..... 34
（3）国内訪問調査について ..... 35
（1）国内訪問調査の趣旨と調査実施の経緯 ..... 35
（2）国内訪問調査における具体的調査事項 ..... 36
（3）国内訪問調査を行うに当っての基本的確認事項 ..... 37
（4）訪問調査レポートに掲記する事項 ..... 37
（4）海外調査について ..... 38
（5）最終報告書について ..... 38

## 本 篇

1．教員組織，教員の所属組織に関する先行研究の概観 ..... 41
2．講座制の歴史的変遷とその功罪 ..... 43
3．「教員の所属組織」に関する改革事例 ..... 47
（1）筑波大学 ..... 47
（2）九州大学における学府•研究院制度 ..... 51
（3）金沢大学の「3学域•16学類構想」 ..... 57
4．平成 17 年度「教員の所属組織」に関するアンケート調査結果の分析 ..... 61
（1）「大学全体」を対象としたアンケート調査分析 ..... 61
（2）「学部調査」分 ..... 69
（1）人文•教育（教育学）•国際学系 ..... 69
（2）教育（教員養成）学系 ..... 83
（3）社会•情報（文系）学系 ..... ． 89
（4）法•経•商学系 ..... 93
（5）理•工•農•水•情報（理系）学系 ..... 105
（6）医•歯•獣医学系 ..... 112
（7）薬•保健•看護学系 ..... 119
（8）人間•生活科学系 ..... 125
（9）芸術•体育学系 ..... 132
（10）総合学系 ..... 148
（11）その他 ..... 157
5．「教員の所属組織」に関する国内訪問調査報告 ..... 165
（1）平成 17 年度実施分 ..... 165
（1）埼玉大学 ..... 165
（2）長崎大学 ..... 168
（3）北海道大学 ..... 171
（4）茨城大学 ..... 173
（5）福島大学 ..... 176
（6）名古屋工業大学 ..... 179
（7）北見工業大学 ..... 181
（2）平成 18 年度実施分 ..... 183
（1）新潟大学 ..... 183
（2）徳島大学 ..... 187
（3）横浜市立大学 ..... 190
（4）岩手大学 ..... 193
（5）和洋女子大学 ..... 198
（6）高知大学 ..... 201
（7）北九州市立大学 ..... 204
（8）千葉大学 ..... 207
（9）大阪医科大学 ..... 209
（10）関西大学 ..... 212
6．教員組織，「教員の所属組織」に関する海外訪問調査報告 ..... 215
（1）ユニア・プロフェッサー制度導入によるドイツの大学教員組織改革 ..... 215
（2）オーストラリア
（1）ロイヤルメルボルン工科大学・モナシュ大学・メルボルン大学調査 報告概要 ..... 221
（2）オーストラリア国立大学訪問調査報告 ..... 222
（3）シドニー大学訪問調査報告 ..... 224
（3）アメリカ
（1）アメリカ大学教授連合調査報告 ..... 226
（2）WASC 傘下の大学・カレッジにおける教員組織，教育プログ ラムの特質と新たな評価・アクレディテーション手法の開発 ..... 228
（3）アメリカの大学における教員所属組織の実態 ..... 234
（4）アメリカの大学における教員所属組織の実態 ジョージワシントン大学調査報告 ..... 238
（5）アメリカの大学における教員所属組織の実態 カリフォルニア大学バークレー校調査報告 ..... 240
（6）アメリカの大学における教員所属組織の実態 ミルズカレッジ調査報告 ..... 242
（4）韓国の大学教員組織について ..... 244
（5）フランスの大学における教育組織と研究組織の分離と統合 ..... 247
（6）中国における教員組織のあり方について ..... 251
（7）イギリスにおける大学教員組織 ..... 255
7．結び
一教員組織，「教員の所属組織」に関する調査結果を踏まえてー271
資 料 篇
平成 17 年度分
17－1．文部科学省委託調査事業検討会議メンバー一覧 ..... 293
17－2．「教員の所属組織」に関わる論点 ..... 294
17－3．文部科学省委託調查事業に関する実施の経緯（平成 17 年度分） ..... 295
17－4．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞
「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関する アンケート調査（ご協力へのお願い）（1）大学分（2）学部分（3）研究科分 ..... 296
17－5．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞
「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究 ：教員の所属組織」に 関するアンケート調査（大学全体調査） ..... 299
17－6．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞
「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究 ：教員の所属組織」に 関するアンケート調査（学部調査） ..... 315
17－7．アンケート調査票回収状況一覧表 ..... 331
17－8．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞
「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に
関するアンケート調査協力大学一覧 ..... 332
17－9．アンケート調査発送•入力•集計作業班メンバー一覧 ..... 334
17－10．文科省委託研究における調査大学の選定について ..... 335
17－11．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞
「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に 伴う訪問調査（ご協力へのお願い） ..... 336
17－12．平成 17 年度国内訪問調査一覧 ..... 337
17－13．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「教員の所属組織」に関する 平成 17 年度訪問調査における基本的質問事項 ..... 338
17－14．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調査実施に 際しての留意事項 ..... 340
17－15．平成 17 年度海外訪問調査一覧 ..... 341
18－1．文部科学省委託調査事業検討会議メンバー一覧 ..... 345
18－2．文部科学省委託調査事業に関する実施の経緯（平成 18 年度分） ..... 346
18－3．アンケート調査発送•入力•集計作業班メンバー一覧 ..... 348
18－4．学部分類別回答状況一覧表 ..... 349
18－5．分類別データ分析担当者 ..... 350
18－6．アンケート調査結果数値データ①「大学全体調査」分（2）「学部調査」分 ..... 351
18－7．アンケート調査結果自由記述回答
（1）「大学全体調査」分 （2）「学部調査」分 ..... 364
18－8．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞ 「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究 ：教員の所属組織」に 伴う第二次訪問調査（ご協力へのお願い） ..... 424
18－9．国内訪問調査一覧 ..... 425
18－10．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「教員の所属組織」に関する 平成 18 年度訪問調査における基本的質問事項 ..... 427
18－11．文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調査実施に 際しての留意事項 ..... 429
18－12．「訪問レポート」に盛り込むべき事項 ..... 430
18－13．平成 18 年度海外訪問調査一覧 ..... 432

序 篇

平成17～18年度「先導的大学改革推進委託」事業完了報告書

1．事業委託期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日平成18年4月1日～平成19年3月31日

2．事業のテーマ

今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：教員の所属組織

3．事業の趣旨

平成17年，我が国高等教育政策において，教員の所属組織に関し，大学設置基準から「講座制／学科目制」にかかる規定を削除し，代わって，各教員の適切な役割分担と連携の確保に関わる規定を整備する方向で文部科学省内の作業が進んでいた。そして，この新たな制度は，平成19年度からスタートするもの とされていた。
本事業は，そうした制度改正を目前に控え，これまで制度化され運用されてきた「講座制」の総括を行 うとともに，平成19年度以降，各大学が，自主的•自立的にその教育研究目的に適った「教員の所属組織」を編成•再編していく上で有効と考えられる諸課題を対象に調查検討を行いその成果を公にすること を通じて，関係者の便宜に供することをその趣旨とするものであった。

4．事業の内容及び実施方法等にかかる計画
＜平成17年度分 $>$

本事業は，その1年次において，『講座／学科目制』についての総括」，『教員の所属と学生の所属を分 ける』といら取組」の二点を軸に進めることとした。
（1）「講座／学科目制」についての総括
大学をはじめとする高等教育機関の教員に関する制度改正としては，平成17年7月15日の学校教育法改正により，「教員の職」につき，これまでの「教授•助教授•助手」が「教授•准教授•助教」へと改 められ，その各々の職の役割についても見直しが行われた（「教員の職」に係る制度変更の試行は，平成 1 9年4月1日）。

一方，教員の所属組織についても，以下に見るような制度改正の方向性が模索されている。
大学設置基準は，第 7 条で教員組織，第 8 条で学科目制，第 9 条で講座制についてそれぞれ規定してい る。

このうち，講座制について，第 7 条第 3 項がこれを「教育研究上必要な専攻分野を定め，その教育研究に必要な教員を置く制度」として定義づけた上で，第9条において「講座には，教授，助教授及び助手 を置く」ことを原則とする旨定めている。こうした規定が置かれた所以は，大学内の教育研究の責任体制 を確立し，各専攻分野における教授の責任を明確にすることを通じて，教育研究を深化させることにあっ た。このような規定を受け，所期の目的を果たすべく，講座は，通常，学問体系に従って編成され，「専任教授＋助教授＋助手」がセットで配置されるものとされてきた。

これまで，「講座制」は，各学部等において，それぞれの講座に一定の専門分野にかかる教育と研究を分担させその遂行に責任を負わせることにより，分野間の重複や分野の欠落を避けつつ，当該分野における「研究の遂行」，「学問の継承」，「後継者の育成」という責務を遂行し，学術の発展と「知」の伝承に一定 の役割を果たして来た。
講座制は，こうした沿革に由来し，一定の役割を果たしてきた。しかしながら，近年は，講座の細分化 や教員人事の固定化の弊害が生じるなど，硬直的•閉鎖的運用を招き，教育研究の進展等に応じた柔軟な組織編制を困難にするような弊害（学際領域への柔軟な対応が難しくなっていることなど）も生じるよう になり，従来の「講座制」は「大講座制」へと転換する傾向にあった。

こうした状況の中，中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」による審議のまとめ「大学の教員組織の在り方について」（平成 17 年 1 月 24 日）は，「柔軟か つ機動的な教育研究の展開を実現することや，今日の教員組織の多様化の趨勢への対応」等の観点を挙げ，大学設置基準から「講座／学科目制」に関する規定を削除することが適切と結論づけるとともに，教育研究上の目的を達成するために，各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に関する規定を新設すべ き旨の提言を行った。そして，中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17 年 1 月 28日）も，こうした方向性をあらためて確認した。

こうした中央教育審議会の提言を受け，本事業では，「『講座／学科目制』についての総括」の部分におい て，次のような課題について，調査研究を行うこととした。
まず，新制大学制度発足に当たり，「講座／学科目制」についていかなる位置づけがなされ，それがどう発展していったのかという点についての考察を行うこととした。そうした作業は，大学史にかかる先行研究によるほか，新制大学発足当時の原資料が相当程度所蔵されている大学基準協会の資料の調査を通じて これを行うこととした。加えて，各大学が公刊してきた年史や先行研究の成果等の検討を通じてそうした調査を行うこととした。以上のような作業を基に，「講座／学科目制」の所期の目的及びその運用の過程で顕在化した長所と短所についての総括を行うことを目指した。
次いで，従来の「講座制」から「大講座制」～と転換する傾向を惹起•加速化させた背景•要因につい て，上記•資料に加え，国立大学協会など関係団体の刊行した調査報告書等を基に考察を行うこととした。 そうした考察を踏まえ，実際に運用されてきた「大講座制」が従来型の講座制の持つ課題をどう克服し得 たのか，残された課題としてどのようなものが存したか，という点についての総括を行うことを目指した。
そして最後に，教育研究目的を達成しその質を維持•向上させるべく，各教員の役割分担と連携の組織的な体制を確保していく上で，講座制に代わるものとして，各大学においてどのような措置を講ずること が適当と考えられるかという点にかかる具体的提言を行うこととした。併せて，これからの大学運営にお いて，なお「講座／学科目制」を採用することに積極的意義がある専門分野•領域があればこれを明らかに し，この仕組みをより有効に機能させる方途についても提言を行うこととした。

「『講座／学科目制』についての総括」の調査研究の過程では，こうした仕組みの有効性や，その廃止に

伴う代替的仕組みについて考究すべく，我が国大学の学部等を対象に全国アンケートを実施することとし た。
（2）「教員の所属と学生の所属を分ける」という取組
「教員の所属」と「学生の所属」を分離するという取組を最初に行ったのは，筑波大学であるが，近年， そうした取組が拡大する様相を呈している。両者を分離するというシステムの採用に踏み切った大学とし て，九州大学，福島大学などが，部分的にそうしたシステムを採用している大学として，東京大学，北海道大学などが挙げられる。また，そうしたシステムの採用に向けた準備を，金沢大学等でも進めつつある。

「教員の所属」と「学生の所属」を分離するという手法に対しては，「新しい研究需要に応えるべく研究組織の再編をする際，これに伴ら教育組織の改変が不要」，「学生に多様な教員の講義を受講させることが可能」，「社会の要請をも意識した学生の多様なニーズに対応させ，教育組織を柔軟に運用させることも可能」といった肯定的な評価がなされている一方で，従来の「講座制／学科目制」におけるメリット，すなわ ち「学部等の内部における専攻分野の重複を避ける」，「研究の円滑な遂行」，「学問を継承し，後継者を育成する」という点があまり考慮されない仕組みであるとの指摘もなされている。
本事業では，「『教員の所属と学生の所属を分ける』という取組」の部分において，次のような課題につ いて，調査研究を行うこととした。

「教員の所属」と「学生の所属」を分離するという手法を既に導入している大学，その導入に向け準備を進めている大学のいずれにおいても，その手法を導入し若しくはその導入を予定している動機•背景並び に経緯，目的•意図は各大学毎に必ずしも一律ではない。また，制度設計，運用の態様も各大学毎に異な っていよう。

そこで，この調査研究では，まず，「教員の所属と学生の所属を分ける」という取組の実態把握とその導入に向けた準備の状況把握を，アンケート調査を通じて行うこととした。加えて，そうした手法を既に導入し運用している大学，導入の意思を公式に学内外に表明している大学の中から，いくつかの大学を抽出 して，導入の背景•目的，導入決定までの学内プロセス，その取組•手法の内容，運用の状況（これを既 に稼動させている大学についてのみ）等の諸点について，聴取り調査を行うこととした。

そして，これらアンケート調査，聴取り調査によって得られたデータ・情報等の分析を通じ，そうした取組の有効性と当面の課題の解明を図ることとした。さらに，「教員の所属」と「学生の所属」を分離する という手法が，「講座制」に代置されるものとして有効に機能していけるかどうかという点も含め，将来を展望し，各教員の役割分担と連携の下でその使命を達成し得るような教育研究組織の在り方について考究を試みることとした。

ところで，アメリカの高等教育システムでは，教員の所属組織と教育プログラムの関係につき，各教員 は個別の学科（デパートメント）に所属するとともに，個別学科の下に若しくは学科横断的に開設された教育プログラムに包摂されているコースを，それぞれの教員が分担して受け持つのが通常の体制であると されている。しかも，そうした教育プログラムは，社会の要請や学生のニーズ等を考慮し，柔軟に変えて いくのが一般的な姿であるとも言われている。
我が国の高等教育政策の中で，「教員の所属と学生の所属を分ける」という取組の有効性の可否を模索す るに当たり，こうしたアメリカの高等教育の実例について実態把握を行い，比較制度論的視点から，参考 となる視点や仕組みの解明を試みることも必要である。
上述のような理由に立脚し，「教員の所属と学生の所属を分ける」という取組の考察に主眼を置いて，海

外の高等教育の先進事例についての調査も敢行することとした。調査対象国は，上記アメリカのほか，イ ギリス，ドイツ，フランス，オーストラリア，韓国とし，これら国々の調査を可能とする研究体制を組織 することを計画した。

以上，「『講座／学科目制』についての総括」，「『教員の所属と学生の所属を分ける』という取組」の二点 について行った調査研究の成果を報告書に取りまとめるとともに，大学関係者を含む関係各位が広く閲覧 できるような文書として編纂することが目指された。

## ＜平成18年度分＞

## （1）趣旨

平成18年3月31日の大学設置基準の改正により，講座／学科目制に係る規定が全面的に削除されると ともに，第 7 条 2 項として「大学は教育研究の実施に当たり，教員の適切な役割分担の下で，組織的な連携体制を確保し，教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする」という規定が新設された。講座／学科目制の廃止を含む教員の所属組織に関する一連の規定は，平成19年4月1日より実施に移されるものとされた。

この法改正により，講座／学科目制の法制度上の根拠規定が失われる中で，同制度を存続させるか否かは，各大学の判断に委ねられることとなった。

平成 17 年度には，講座／学科目制の廃止に向けた制度改正がなされることを見越し，我が国の大学•学部等を対象に，「教員の職」，「講座／学科目制」，「『教育組織』と『研究組織』の分離」といった項目を中心 に大規模なアンケート調査を行った。また，国内外の大学等に対する調査も実施した。なお，国内調査に おいて調査対象とした大学は，全て国立大学であった。

平成18年度は，前年度の事業を継続させ，所期の目的を達成するという観点に立って，上記アンケー ト調査を通じて得たデータ等の分析に精力を注ぐこととした。また，データ分析の過程で，教員組織の改革，教員の所属組織の再編等について先進的な取組を行っている国•公•私立の大学を抽出し，これらの国内訪問調査を敢行することとした。加えて，国外訪問調査についても，前年度の訪問調査の結果を検討 した上で，教員組織，教員の所属組織と教育組織の関係等につき，より詳細かつ具体的に調査する必要が あるとの判断の上に立って，充実した補完的調査を実行することとした。このほか，文献調査も，継続し て行うこととした。

以下，平成 18 年度の事業実施計画について，見ていくこととする。
（2）事業実施計画
（1）文献調査について

「講座／学科目制」，「教員の所属と学生の所属を分けるという取組」についての文献調査を継続して行う こととした。

とりわけ，「講座／学科目制」に係る文献調査は，同制度の所期の目的，同制度の運用の過程で顕在化し た長所と短所の総括を行う上でも必要である。大学史に関する寺崎昌男，山野井敦徳等の先行研究，各大

学が公刊している年史，さらには，新制大学発足当時の大学関係資料（主に，大学基準協会所蔵の新制大学発足当時の大学資料）などの検証を通して，そうした文献調査を行うこととした。

## （2）アンケート調査について

平成17年度に行ったアンケート調査は，予想を上回る回収率を挙げることができた。アンケート調査票は，回収されたものから順次，入力し，集計作業を行うこととした。

この集計作業は，＜大学全体調査＞分のデータについては，平成18年4月末日を目処に，終了する。 その後，約1ヶ月かけて，全体傾向についての中間集計を行い，その結果を，Web その他の情報媒体で公表することとした。
＜学部調査＞分のデータについては，6月から9月までの約3ヶ月間かけて，データの集計作業を行う こととした。その集計結果の取りまとめに当っては，全体を人文•教育（教育学）•国際学系，教育（教員養成）学系，社会•情報（文系）学系，法•経済•商学系，理•工•農•水•情報（理系）学系，医•歯•獣医学系，薬•保健•看護学系，人間•生活科学系，芸術•体育学系，総合学系，その他，といった括り で区分し，個別分野ごとの傾向を分析•検証することとした。
（3）国内訪問調査について
過年度国内訪問調查では，国立大学に特化し，各国立大学の中期計画に着目し，訪問調査校の選定を行 った。
本年度は，回収されたアンケート調查票に記された「自由記述」の分析•検討の結果を基に，今回の調査に参加した大学の中から，国•公•私立の別を問わず，有為な改革を進めていると思慮される大学を 10校程度選定することとした。

そしてそれらの大学を対象に，講座／学科目制に代わる新たな仕組みの検討•実現の状況，「学生の所属 と教員の所属を分ける」という取組の進渉状況，そうした新たな仕組み・取組の中での「教員の職」の運用の状況，「教員団の審議権」の帰属する組織，教育研究に関する予算執行権の所在，採用•昇格に関する教員人事発議権の所在といった事項について，第二次訪問調査を実施することとした。
なお，平成 17 年度に訪問調査を行った 7 つの大学について，「訪問調査レポートに掲記する事項」に掲 げる事項を柱に，平成 18 年度には，今回の成果を基礎にして，より詳細かつ具体的な内容のレポートを作成することとした。そうしたレポートの作成に当っては，当該作成時点が，当初訪問調査時より数ヶ月 の日時が経過していることを考慮して，Web 等により当該作成時点での大学の状況について再点検を行う こととした。
（4）海外調査について

我が国の教員組織改革を展望し，「学生の所属と教員の所属を分ける」という取組の意義を一層明確に把握•認識していく上で，教員の職階制，教員組織，教育組織と研究組織との関係等に係る事項を対象とす る海外の先進事例の調査は不可欠である。
平成18年度は，前回調査を見送ったイギリスのほか，あらためて，アメリカなどの教員の職階制，教員の所属組織に対する追加調査も行うこととした。

加えて，アジア諸国の先進事例の調査も引き続き行らこととした。
前年度に引き続き，平成18年度も充実した追加調査を必要とする理由を以下に述べる。
本委託事業においては，その遂行の一環として，前年度において，アメリカ，イギリス，ドイツ，フラ ンス，オーストラリア，韓国を対象に，大学における教員組織と教育体制の関係把握を試みるべく，実際 に現地に赴き，個別大学等の訪問調査を行うこととしていた。
当初より予想されたことではあるが，前年度における訪問調査の結果，デパートメント制を基本に教員組織が編成され，それを核に教育プログラムが柔軟に運用されるという教学のシステムが一般化している アメリカのシステムを深く考究していくことが，本委託調査事業の成果をより実りあるものとしていく上 で重要である。加えて，アメリカにおいては，教員のテニュア制度が定着しており，我が国で学校教育法改正により教員の「職」の制度変更がもたらされたことと相俟って，こうした制度についても，より踏み込んだ調查が必要であるとの判断に至った。

ところで，前年度は，アジア諸国では，すでに韓国の大学の訪問調査を実施したところではあるが，学内で数次に亘り研究会を行ら中で，韓国のみにとどまらず，それ以外のアジアの国々の先進事例の調查も必要ではないか，という強い意見が提起された。こうした意見を踏まえ，中国において研究大学として躍進目覚しい大学を抽出し，そうした大学を対象に，教員組織の部分に照準を絞って訪問調査を行うことは，本委託事業での事例研究のサンプルを豊富にし，有効な成果も期待できるものと判断した。

以上が，前年度に引き続き，充実した追加調査を必要とする理由である。

## （5）最終報告書作成について

本事業の中間報告書として位置づけられる「平成 17 年度文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞調査研究報告書」の記述を踏まえ，平成 18 年度の調査研究の成果を大幅に取り込み，本事業全体を総括するよう な最終報告書の完成を目指すこととした。そこでは，平成19年度以降，各大学が，自主的•自立的にそ の教育研究目的に適った「教員の所属組織」を編成•再編していく上で有効と考えられる諸課題を対象と した改革提言も盛り込むこととした。

5．事業実施に伴う庶務的作業

事業の実施に伴い，実施体制，実施方法を予め想定し，具体的に調查研究を進めていく上で，また経費支出を伴らものとして，これまでに以下のような庶務的作業が発生した。
＜会議開催関連＞

- 委嘱関係書類の作成，送付
- 会合通知の起案，送付
- 会議検討資料の事前送付（必要であれば，事前送付用資料のコピー）
- 会議配布用資料のコピー
- 会議開催時の諸作業（会議室の確保と設営，資料配布，名札の設置等）
- 議事録作成
- 議事録送付（会議欠席者には，当日配布資料を併せ送付）
- 議事録及び会議関連資料の整理，保管
- 旅費等の計算
＜アンケート調査関連＞
- アンケート調査の原案起案に伴ら補助作業
- アンケート調査発送先の確認
- アンケート調査票の発送
- アンケート調査票に対する問い合わせへの回答
- アンケート調査票の回収，整理•保管
- アンケート調査票提出の催促（但し，一回のみ）
- アンケート調査票に掲記のデータの素集計，基本属性とのクロス集計，自由記述の清書
- 特に必要と判断した調査項目間のクロス集計
- 図表の作成
- 回収したアンケート調査票及び集計•分析にかかる諸資料の整理，保管
$<$ 国内調査，海外調査関係＞
- 調査対象大学との連絡（補助的な事柄について）
- 持参資料のコピー等
- 調査対象大学から提供された資料の整理，保管（必要に応じ，コピー）
- 関連するその他資料（面談記録，国内調査，海外調査報告書等）の整理，保管
- 旅費等の計算
- 旅行チケット等の準備
＜報告書作成関係＞
- 執筆予定者への報告書案作成の依頼
- 報告書案提出の督促
- 手書きの報告書案（一部を含む）の清書等
- 報告書原稿等の整理，保管
- 報告書刊行の手配
- 印刷•刊行プロセスの管理（校正，執筆者への校正原稿の送付•受理，書式の統一等の作業を含む）
- 報告書の発送先の確認
- 最終報告書の発送
- 残部の管理

6．事業の実施体制の確立

当初計画した事業の実施に向け，平成17年，平成18年を通じ，実施体制を確立した。
そこには，金沢大学関係者 1 3 名に加え，学外から，8名の高等教育等を専門とする研究者が参画した。 このように，学外から相当数の専門家の参画を見たことにより，この種の研究には不可欠ともいえる，大学史の視点や比較高等教育制度論の視点から，本事業を遂行に必要な知見を集約していく基盤も確保しえ た。

上記事業の実施体制は，「「文部科学省調査委託事業『教員の所属組織』検討会議」（以下，「検討会議」 と略記）という名称の会議体に組織され，この会議体での審議•検討を軸に，本事業にかかる調査研究が行われることとなった。また，本事業を機動的に実施していくために，検討会議の下に，「先導的大学改革推進委託事務局会議」（以下，「事務局会議」と略記）が置かれた。事務局会議は，金沢大学大学教育開発•支援センターの専任教員で構成された。さらに，作業分担の割り振りを審議するために，学内委員で構成 される「拡大事務局会議」も設けた（事業の実施体制については，資料18－1「文部科学省委託調査事業検討会議メンバー一覧」を参照）。

## 7．事業実施プロセスでの調査研究に関わる審議•検討

事業遂行のために立てられた「実施計画」を具体的に展開していくための調査研究の企画書，提案文書 の審議•検討は，上記「検討会議」，「事務局会議」，「拡大事務局会議」で行われた。

以下，平成 17 年度～平成 18 年度の期間において，時系列に，これら会議体での審議•検討の概要を列記していくこととする。
＜平成17年度分＞

先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」第1回検討会議

I 。日時 平成 17 年 11 月 29 日（火） 12 時 30 分～15時10分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）委員等の自己紹介
（2）趣旨等について
－早田主査より本委託調査事業の趣旨•内容及び学校教育法の改正動向等に ついて説明•確認。
（3）実施スケジュールとアンケート調査について

- 本年度における本委託調査の実施スケジュールの確認。
- アンケート調査実施の提案。
- アンケート調査の実施方法及び内容について審議。
（4）講座制の歴史的変遷とその功罪について
－工藤委員より，講座制の導入目的と制度化，大講座制への転換とその後の

状況について説明。
（5）「教育組織」と「研究組織」を分離•運用している大学について
－清水委員より筑波大学の教育組織と研究組織の分離の背景とその後の実践状況について説明。
（6）海外調査について
－海外調查対象国と調查担当者について検討•確認。

第1回検討会議では，本事業の趣旨，実施スケジュールの碓認がなされたほか，文献調査の成果の一環 として，講座制導入の経緯その後の変遷の状況についての報告，教育組織と研究組織を分離•運用してい る大学の実例紹介などもなされた。

また，本事業の中心テーマである「教員の所属組織」に係る調査研究をしていく上で，学校教育法の改正により，「教員の職」に関する制度変更がもたらされ，それが平成19年4月施行とされていること，若手研究者の育成と教育研究組織の活性化を図ることにこの制度変更の目的があること，講座／学科目制が，本来，「教員の職」との連関性を密にしているものである以上，こうした制度変更とその趣旨•目的に留意 しつつ，今後の調査を進める必要があること，などの点についての合意が図られた（資料17－2「『教員の所属組織』に関わる論点」を参照）。

第1回事務局会議

I．日時 平成 17 年 12 月 20 日（火） 13 時～ 13 時 30 分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）平成 17 年度「先導的大学改革推進委託」について
－早田主査より，本省での打合せ内容と第2回検討会議での議題等につい ての説明•確認。
－早田主査より，委託調査に係る調査研究報告書の作成スケジュールにつ いて提案•確認。
－アンケート調査の実施方法の検討。

第1回事務局会議では，本省担当者との打合せの結果を踏まえ，本事業の調査研究の見通し等について の検討がなされた。その中で，本年度の調査研究においては，アンケート調査の実施と国内大学の訪問調査を特に重視していく旨の合意も図られた。

先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」第 2 回検討会議

I．日時 平成 18 年 12 月 21 日（水） 12 時 15 分 $\sim 15$ 時 10 分
II．場所 総合教育棟大会議室

## III．議事

（1）委員等の自己紹介（前回欠席者について）
（2）教員組織，教員の所属組織に係る制度改正の方向性について
－文部科学省高等教育局大学振興課の児玉氏より，制度改正の趣旨及び委託研究 の目的•趣旨等について説明。
－上記説明を受けて，アンケート調查の在り方，方向性について審議。
（3）アンケート調査原案について

- 早田主査より，アンケート調査原案について説明。
- アンケート調査内容，実施方法，アンケート調查の正確性を期すためのパイロ ット調査の可能性について審議。
（4）国内大学訪問調査について
－早田主査より調査対象校の選定方針について提案及びこれを承認。
（5）海外大学現地調査について
－調査日程，調査事項，海外調查対象国と調查担当者について確認。

第2回検討会議では，「教員の職」の制度変更の理由•背景，講座／学科目制の今後の在り方等の点につ き，文部科学省の児玉大輔氏（同省高等教育局大学振興課法規係長）より，中央教育審議会大学分科会•大学の教員組織の在り方に関する検討委員会『大学の教員組織の在り方について＜審議のまとめ＞』（平 17．1．24）を基に説明がなされ，本事業の目的の目的をメンバー全体で再確認した点が重要である。

また，本検討会議では，アンケート原案についても，学士課程と大学院課程の教員組織の異同，教育研究職と事務職との中間形態にある専門職員の位置づけ，「専任講師」の扱い，各部局や専門分野毎に「助手」 の位置づけ・扱いが異なることへの留意の必要性，「大学全体」のアンケートのほか，学部，さらには部局 かされている大学院もアンケートの対象に加える必要性などの点について，細部に亘り詳細な検討がなさ れた。

このほか，海外調査の担当者についても，誰にその任を委ねるかの点につき，おおよその方向性が示さ れた。

第2回事務局会議

I．日時 平成 18 年 1 月 11 日（水） 16 時 $40 \sim 13$ 時 30 分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）アンケート調查票について

- 送付用封筒及び返信用封筒として使用する封筒のスタイルについて検討•承認。
- 早田主查より，パイロット調查に向けた準備状況の報告。
（2）予算執行について
- 国内調査実施予定大学数の碓認。
- 国内•国外調査に係る手続及び手続期限等の確認。

第2回事務局会議では，アンケート調査票の作成，並びに送付に伴い準備しておくべき事項について検討を行った点が重要である。そこでは，回収率を高めるためにいかなる工夫が必要か，という視点を重視 することも確認された。

第3回事務局会議

I ．日時 平成 18 年 1 月 25 日（水） 13 時～ 14 時
II．場所 大学教育開発•支援センター図書室
III．議事
（1）進渉状況について

- アンケート調査の対象となる大学•学部の種類•数についての確認。
- 本委託調査事業の案内をホームページ上に掲載することの確認。
- 国内訪問調査対象校の数の確認。

第3回事務局会議において，アンケート調査票の発送対象とする大学，学部等及びその数の最終確認を行った。そこでは，私立大学については，医学，私学，獣医学，薬学関係の学部を要するものは，全て発送対象とする旨の確認もなされた。

このほか，アンケート調査票の届いた大学が，同調査に「安心」して協力してもらえるよう，本学のホ ームページに本事業の案内を掲載することとし，そのために必要な手続をとることの確認もなされた。

## 第4回事務局会議

I ．日時 平成 18 年 2 月 8 日（水） 13 時～14時35分
II．場所 総合教育棟大会議室
III．議事
（1）進渉状況等について

- 早田主査より，アンケート調査票発送の報告。
- 国内調査の実施予定日及び第3回検討会議の開催日についての検討会議メンバ ーに対する日程照会の確認。
- 早田主査より，国内調査候補大学と調査委員（予定者）の提案及びその確認。
- 国内•国外調査の実施後に作成する報告書の分量及び提出時期の確認。

アンケート調査票を全国大学に発送終了直後に開催された第4回事務局会議では，特に，国内調査の対象とする候補校を，埼玉大学，北海道大学，北見工業大学，福島大学，茨城大学，長崎大学，名古屋工業大学の 7 大学に予定するとともに，調査に赴く人員 2 名についての具体的な検討がなされたこと，併せて，訪問調査を行う人員のうち 1 名は，原則として，本学大学教育開発•支援センターのスタッフが貼りつく よう計画する旨の確認もなされたこと，が重要である。

## 第 5 回事務局会議

I．日時 平成 18 年 2 月 22 日（水） 13 時 $\sim 14$ 時 30 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）進渉状況について

- 国内訪問調査に係る作業の進渉状況の確認。
- 第3回検討会議の開催日時の確認。
- 今後のアンケート調查に関するスケジュールの碓認。

第5回事務局会議では，アンケート調査協力への礼状，督促状の発送手続について検討したほか，回収 したアンケート調査票を，学生アルバイトの手を借り，順次パソコンに入力することなど，入力に関する スケジュールについても審議を行った。

## 第 6 回事務局会議

I．日時 平成 18 年 3 月 7 日（水） 13 時～ 14 時
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）進渉状況について

- お礼状及び督促状送付作業完了の確認。
- 最終的な国内訪問調査実施スケジュールの確認と青野委員より調査結果（埼玉大学）の報告。

第6回事務局会議では，既に確定している訪問調査スケジュールの確認を行ったほか，最初に訪問調查 の行われた埼玉大学に係る口頭報告を受け，爾後行ら訪問調査の際の留意点について検討した。

## 先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」第 3 回検討会議

I．日時 平成 18 年 3 月 15 日（水） 9 時～ 11 時 50 分
II．場所 総合教育棟 2 階大会議室
III．議事
（1）委員等の自己紹介（前回欠席者について）
（2）「教員の所属組織」に関するアンケート調查の実施と調查票の回収状況

- 早田主査より，アンケート調査実施の報告。
- 調查票回収状況についての報告と委員各位の協力について謝辞。
- 調査結果の扱い，公表方法等についての説明•承認。
（3）訪問調査の実施状況
- 早田主査より，国内訪問調査対象とした大学の選定理由等について説明•承認。
- 国内訪問調査を終えた委員からの報告（福島大について早田主査，北海道大•茨城大について堀井委員，長崎大について田川委員）。
- 上記報告を受けての討議。
- 荒川委員よりドイツでの国外調査報告及び討議。
（4）今後の調査の進め方
- アンケート調査結果の分析に係る役割分担の検討。
- 第二次アンケート調査実施の必要性について検討。
- 国内，国外の大学を対象とした第二次訪問調査実施の可能性を検討。
（5）本調査の成果•結果
－早田主査より，本調査終了時の最終報告には，政策提言の部分を含む必要性があ ることについて説明。

第3回検討会議では，アンケート調査結果の扱い，公表方法等につき，具体的には，近々出されるであ ろう中間集計の結果をホームページに掲載するとともに，結果の記載された冊子をアンケート協力大学に送付することなどについて話し合った。

国内訪問調査については，既に調査を完了した大学の取り組みについて，訪問調査を行った委員の報告 を受けて，意見交換を行った。また，荒川委員より，ドイツの大学における教員制度，昨今の大学改革の動向とそれが及ぼす教員制度への影響等について報告がなされ，同報告を巡り意見交換がなされた。

このほか，アンケート調査の分析作業を行うに当っては，それぞれの専門分化の視点からの分析が必要不可欠であることを踏まえ，本検討会議の委員の増員が必要であることについての合意が得られ，そのた めの検討に着手することとなった。

なお，本事業継続の見通しについても，意見交換がなされた。

## 第7回事務局会議

I．日時 平成18年3月22日（水） 13 時～13時30分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）早田主査提出の福島大学の訪問調査に係る 2 点の報告書について

- 次年度報告書に掲記予定の訪問レポートの記入方法について，説明•確認。
- 訪問レポート作成及び添付資料については，訪問調査先大学に確認•了解を得 る必要性について説明。
- 訪問調査報告書及び訪問レポートの提出期限について，説明•確認。
- 委託調査事業検討会議メンバーの一層の充実の必要性について，早田主査より提案•確認。
－本アンケート調査結果により，第2次アンケート調査実施と第2次訪問調査実施の可能性を検討。

第7回事務局会議では，訪問調査に係る報告書の作成につき，本事務局会議メンバーのほとんどがその責任を負っていることを勘案し，早田主査作成の福島大学に関する 2 点の報告書案を手がかりに，それぞ れが受持つ報告書を作成していく上での留意点につき，確認が行われた。
＜平成18年度分＞

第8回事務局会議

I．日時 平成18年4月11日（火） 13 時～1 3 時 30 分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）国内•海外大学訪問調査において調査先から得た収集資料の取扱いについて早田主査よ り，説明•確認。
（2）堀井委員から確認のあったアンケートの集計方法につき，別途，関係委員で検討する旨 の承認。

平成17年度に実施した一連の訪問調査の際に得た資料については，一括保管する必要があることにつ いての確認がなされた。また，アンケートの集計方法につき，関係委員間で協議することが承認された。

## 第 9 回事務局会議

I．日時 平成18年4月25日（火） 13 時～13時40分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）平成17年度実施の訪問調査について
－早田主査より，本省での打合せ内容と本訪問調査に係る報告書の提出について説明。
（2）平成17年度実施のアンケート調査について
－「大学全体調査」，「学部調査」の分析結果の取り纏めに伴う，分析担当者について確認。
（3）平成18年度実施のアンケート調査について
－早田主査より，「大学全体調査」の分析結果から，第2次アンケートの必要性について説明•承認。
－アンケートの企画•発送の時期について確認。
（4）平成18年度実施の訪問調査について
－早田主査より，資料「平成17年度『先導的大学改革推進委託事業完了報告書』（案）」 に基づき説明•承認。
（5）平成18年度実施の海外調査について
－早田主査より，資料に基づき説明•討議。

早田主査より，「平成17年度『先導的大学改革推進委託事業完了報告書』（案）」の取扱いをめぐって本省と協議したことについて，説明がなされた。また，早田主査より，「大学」全体に係るアンケートの中身 を検討した結果，追加のアンケート調査が必要との感触を得た旨が報告され，承認された。このほか，既 に行われたアンケート調査結果の分析担当者の割り振り，平成18年度の海外調査の方針等について，協議された。

第10回事務局会議

I．日時 平成18年5月9日（火）13時～15時25分
II．場所総合教育棟小会議室
III．議事
（1）平成17年度実施報告書について
－早田主査より，作成した報告書の案は既に本省へ報告済みであることの説明があ り，本省からの回答があり次第，報告書の印刷をすることを前提に発注先•発注方法等を検討。
－各大学からの自由記述回答について内容•印象を早田主査より報告。
（2）平成18年度の委託事業の実施について
早田主査より，次の通り説明•報告。

- 国内訪問調査先の報告書を案の段階でも良いので作成し，本省へ提示。
- 第二次国内調査大学の選定について説明。
- 国内調査候補大学と調査委員（予定者）の提案及びその確認。
- 分野別分析作業（医学•歯学•薬学について）の際に専門的視点からの検討の必要性から，委託事業検討会議メンバーの増員の提案。

早田主査より，「平成17年度『先導的大学改革推進委託事業完了報告書』（案）」の趣旨が本省より了承 され次第，これを直ちに正式報告書とすることについて提案がなされ，印刷の手配等について検討された。

また，早田主査からの提案に基づき，第二次国内訪問調査の候補大学と調査担当者についての検討•確認が行われた。加えて，講座／学科目制の意義を考究する上で，医•歯系のアンケート調査結果の分析が重要な意味を持つことから，この問題に精通する委員を学内より新たに募ることについての提案がなされた。

## 第11回事務局会議

I．日時 平成18年5月22日（月） 9 時 30 分～ 10 時 50 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）平成17年度実施報告書について
－早田主査より，本省へ提示済みの報告書の案について，印刷については，回答待ち であることと，印刷部数•仕様について説明•確認。
（2）平成18年度の実施について
－早田主査より，国内調査訪問先について，当初予定していた訪問先が変更になる可能性があることの説明。
－国内訪問調査については，本委託事業の継続実施に係る内諾が本省より得られた段階から準備に着手する事の確認。

前回に引き続き，本省へ提出する正式報告書の印刷方について協議•確認がなされた。
また，早田主査より，国内訪問調査先については，相手大学と打診中であるが，当初，調査予定の大学 につき，幾つかの変更がなされる可能性について説明がなされた。さらに，実際の訪問調査は，本委託事業が継続されることにつき本省より内諾を得た後に，進めることについて，全体の合意が図られた。

第12回事務局会議

I．日時 平成 18 年 6 月 13 日（火） 13 時 30 分 $\sim 14$ 時 20 分
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）委託事業の進渉状況について
－早田主査より，「先導的大学改革推進委託」調査研究協力者会議に出席し，17年度の調査結果及び18年度の実施計画の説明をする予定があることの説明。
－早田主査より，学内委員を招集し，先導的大学改革推進委託拡大事務局会議を開催するこ とについて提案。

早田主査より，近く東京で，「先導的大学改革推進委託」に関わる全てのプロジェクトの責任者を招集し，外部有識者（中央教育審議会の委員，臨時委員，専門委員が中心）を交え，各プロジェクト毎にその活動上の有効性を検証する会議が設定される旨の報告がなされた。

また，早田主査より，本年度事業の大きな柱であるアンケート結果の分析作業の実施体制と，国内外の大学等の訪問調査の実施計画について内容を詰めるため，学内委員で構成する「先導的大学改革推進委託拡大事務局会議」を開催することについて提案がなされた。

第13回事務局会議

I．日時 平成18年6月27日（火） 14 時 20 分～15時
II．場所 総合教育棟小会議室
III．議事
（1）委託事業の進渉状況について
－早田主査より，6月30日に開催される「先導的大学改革推進委託」調査研究協力者会議 での内容及び出席予定者等の説明。

早田主查より，近く開催される「先導的大学改革推進委託」調査研究協力者会議での議題，出席委員の顔ぶれ，審議の進め方等が明らかになったことに伴い，これらについての説明がなされた。

## 先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」第1回拡大事務局会議

I ．日時 平成 18 年 7 月 13 日（木） 15 時 30 分 $\sim 16$ 時 30 分
II．場所 総合教育棟 2 階大会議室
III．議事
（1）拡大事務局会議開催の趣旨
－早田主査より，今年度に本事業を進めるにあたり，学内メンバーで討議することの必要性 を説明。
（2）「先導的大学改革推進委託」調査研究協力者会議について
－早田主査より，第1回調査研究協力者会議に出席し，17年度の調査結果及び18年度の実施計画の説明を完了したことの報告。
（3）作業の進渉状況について

- 早田主査より，今年度も国外訪問調査を実施することの提案•承認。
- アンケート調査結果「大学全体調査」については，データ集計作業が完了した事の報告。
（4）「教員の所属組織」に関するアンケート調査「大学全体調査」中間集計結果について
－資料に基づいて，渡辺委員より説明。
（5）「教員の所属組織」に関するアンケート調査結果の分析作業について
- 「大学全体調査」の分析作業については，早田主査，渡辺委員が担当にあたることの確認。
- 「学部調査」の分析作業については，分析する分野を再検討し，検討会議メンバーより担当 を決め，作業にあたることの要請•承認。
（6）訪問調査の実施について
－国内訪問調査につき，国立のみでなく，公•私立の大学にも拡大してこれを行うことにつ いての説明。
－国外訪問調査については，早田主査より，調査対象国としてアメリカ，イギリス，及びア ジアより検討していることの説明。
（7）「教員の所属組織」最終報告書の作成について
－早田主査より，本事業における最終報告書の作成は，2月を目処に作業を進めることの提案•承認。
（8）次回検討会議について
－早田主査より，現時点では，18年度中に検討会議を 3 回程度開催予定していることの確認。

会議で，冒頭，早田主査より，本拡大会議開催の趣旨について説明がなされた。
次いで，東京で開かれた第1回調査研究協力者会議に出席し，17年度の調査結果及び18年度の実施計画の説明を完了したこと，並びにこれらの点をめぐり活発な質疑応答が行われたことの報告がなされた。 この会議で，中教審メンバーの 1 人から，医•歯系のアンケート分析で，講座／学科目制の今後が占えるよ

らな結果が示されることを楽しみにしている，との感想が示されたことの紹介も併せ行われた。
さらに本事業に係る作業のこれまでの進渉状況について，早田主査より説明がなされ，所要の協議が行 われた。この中で，アンケート調査については，「大学」全体分のデータ集計作業が終了し，既に分析作業 に着手している旨の報告がなされた。また，「学部」分のアンケート結果のデータ集計作業は現在行われて おり，集計作業終了後，センターのスタッフが手分けして早々に分析作業に着手すること，その作業に協力してもらう委員を各分野毎に指名すること，について合意がなされ，この合意に基づき委員の指名がな された。さらに，国内•国外訪問調査に向けた準備状況と実施スケジュールについての合意もなされた。
最後に，最終報告書を 2 月中に完成させることについて，全体の合意が図られた。

## 第14回事務局会議

I 。日時 平成 18 年 8 月 8 日（火） 13 時～ 13 時 50 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
早田主查より，予定している訪問調査について説明•討議。

- 国内訪問調査については，訪問先大学，調査委員に変更があったことの報告。
- 国内訪問調查実施に向けたスケジュールの確認。海外調査予定国について説明。

早田主査より，本年度実施の国内訪問調査の対象となる大学，調査委員，実施スケジュールについての確認がなされた。併せて，海外調查の対象とする国をどこにするのか，という点についての協議も行われ た。

## 第15回事務局会議

I．日時 平成 18 年 8 月 22 日（火） 13 時～ 13 時 50 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，国内訪問調査の際の留意事項等の説明。
- アンケート調査結果のデータ集計分析作業担当者，作業完了時期について検討•確認。

早田主査より，資料に基づき，国内訪問調查実施の際の留意事項，報告書の執筆要領等について説明が なされるとともに，アンケート調査結果の分析作業が各委員に割り振られたことに伴う，分析作業担当委員，作業終了の最終期限等につきあらためて確認がなされた。

第16回事務局会議

I．日時 平成18年9月5日（火） 14 時～15時20分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，国内訪問調査について，訪問先，調査者の変更事項の説明。
- 早田主査より，国外調査（アメリカ）の日程，担当者について説明。

早田主査より，国内訪問調査先，調査委員につき，若干の変更が来たされたことと，変更箇所について説明がなされた。また，第二次訪米調査の実施のアウトラインについても説明がなされた。

第17回事務局会議

I．日時 平成18年9月12日（火） 13 時～14時15分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，国内訪問調査に係る質問事項等について説明。
- 早田主査より，アンケート調査票自由記述の誤謬修正を各担当者に依頼。

早田主査より，訪問調査校への質問をある程度横並びにすることにより大学間比較が容易になるとの判断で作った共通質問事項について説明がなされた。また，「大学」全体調査と「学部」調査に係るアンケー ト調査の自由記述部分の誤謬修正について，各分析担当者に確認作業を行うよう要請がなされた。

第18回事務局会議

I．日時 平成18年9月26日（火） 13 時～14時
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，アメリカでの海外訪問調査について報告。
- 早田主査より，18年度第1回検討会議開催の意向の提案•承認。
- 早田主査より，事業報告書作成期限についての確認。

早田主査より，第二次訪米調査の成果について，報告がなされた。そこではとりわけ，デパートメント制と教育プログラムの関係がある程度見えてきた旨が強調された。

また，早田主査より，アンケート調査結果や訪問調査の結果を報告し，それらの検討を仰ぐため，本年度初回の検討会議を招集したい旨の提案がなされ，承認された。引き続き，本委託調査に係る事業報告書

の最終完成期限を，取敢えず 2 月末日に設定することについて，全体の合意が図られた。

第19回事務局会議

I．日時 平成 18 年 10 月 10 日（火） 15 時～ 16 時 30 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主查より，18年度事業計画書の内容について説明。
- 事業計画書の経費について，国外調查実施件数の増とともに，それに伴ら経費増額変更が可能かどうかを，本省へ照会する旨の確認。

早田主査より，本年度の委託事業実施計画の（案）について，提案•説明がなされた。
同案は，充実した調查を指向するものではあったが，その実施に当たって，当初予定額より多い経費増 を伴うものであったため，予定経費の変更が可能かどうかについて，本省へ照会することが確認された。

第20回事務局会議

I 。日時 平成 18 年 10 月 17 日（火） 13 時～ 14 時 40 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
－早田主査より，18年度実施計画書の内容について説明。及び字句に一部修正箇所 があることの確認。
－早田主査より，体育•芸術分野の分析のため入澤助教授（東京女子体育大学）が分析担当者として加わる事の提案•承認。
－ 18 年度実施計画書の経費について，増額の可否を本省へ打診することの確認。

早田主査より，一部修正を加えた本年度の委託事業実施計画（案）について，あらためて提案•説明が なされるとともに，経費増の可否につき，本省に照会することの再確認がなされた。

また，早田主査より，体育•芸術系分野にかかるアンケート調査結果の分析要員として，外部から新委員を加えたい旨の提案がなされ，承認された。

第21回事務局会議

I．日時 平成18年10月24日（火） 13 時～13時40分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）早田主査より，「学部版データ」分類別分析について，作業担当者，作業完了時期につい て確認。
（2）早田主査より，新メンバー入澤氏への，依頼日，検討会議メンバーへの連絡等について確認。
（3）早田主査より，海外調査（アメリカ）について，訪問時期，場所，調査委員等について確認。

早田主査より，各専門分野のアンケート分析者と作業完了時期につき，あらためて確認を行った。体育•芸術系のアンケート分析を担当する新メンバーへの連絡方についても確認を行った。

早田主査より，米国について，第三次調査をかける必要がある旨の提案がなされるとともに，全体で，訪問時期，訪問場所，調査を担当する委員についての協議が行われた。

## 第22回事務局会議

I ．日時 平成 18 年 11 月 14 日（火） 13 時～ 13 時 50 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
－早田主査より，18年度第1回検討会議開催に向けて，検討会議メンバーに対する日程照会での確認要請及び議題について説明。

- 事業報告書完成時期の確認。
- 学部版のみ回答の学部への中間集計データ送付予定の確認。

早田主査より，平成18年度第1回検討会議に向け，各委員に対し日程照会をするよう要請がなされる とともに，当日の議題について，確認がなされた。

第23回事務局会議

I．日時 平成18年12月12日（火）13時～14時
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
－早田主査より，第1回検討会議開催に向けて，会議内容に関しての検討及びその際 に必要な資料の提出状況についての確認。

平成18年度第1回検討会議に向け，事前の打合せがなされるとともに，当日の会議に提出される資料 の確認が行われた。

先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」平成 18 年度第 1 回検討会議

I．日時 平成 18 年 12 月 21 日（木） 12 時～15時55分
II．場所 総合教育棟大会議室
III．議事
1．委員等の自己紹介（前回欠席者について）
2．昨今の高等教育改革の動向について
－早田主査より，資料に基づいて，教員の職，講座•学科目制，大学院教育の実質化等 に関する最近の動向について説明。
3．調査報告
（1）アンケート調査票データ分析による報告
（1）「大学全体」を対象としたアンケート調査
－渡辺委員より，講座／学科目制に関する回答等，集計結果に係る分析内容について説明。
（2）「大学」全体に関するアンケート調査結果から
－早田主査より，学部分類別回答状況，分類別データ分析担当者及び集計結果に係る分析内容について説明後，討議。
－清水委員より，筑波大学での「専任講師」の扱いの状況について説明。
（3）分野別分析報告
－集計結果に係る分析内容について説明（法•経済•商学系について早田主査，教育 （教員養成）学系について渡辺委員，理•工•農•水•情報（理系）学系，医•歯•獣医学系，薬•保健•看護学系について西山委員）。
（2）国内大学訪問調査報告
－調査を終えた委員からの報告（高知大学について堀井委員，北九州市立大学につい て早田主査，千葉大学について西山委員，新潟大学について柴田委員及び田川委員，和洋女子大学について八尾坂委員及び渡辺委員，関西大学について西山委員）。
（3）海外大学訪問調査
－渡辺委員より，AAUP（アメリカ大学教授協会）訪問調査及び韓国訪問調査について報告。
（4）報告書の取りまとめに向けた当面のスケジュール

- 早田主査より，補足調査（イギリス，アメリカ）について説明。
- 早田主査より，最終報告書作成に向けて担当者へ報告書提出の要請。
- 早田主査より，事業報告書完成時期について確認。

4．次回開催日
－第2回検討会議開催日について確認

本会議に始めて出席した委員より自己紹介がなされた後，昨今の高等教育改革の状況について，早田主査より説明がなされた。

続いて，本会議に提出された資料に基づき，これらを提出した各委員から，アンケート調査に係る分析結果並びに国内•国外訪問調査の結果について，それぞれ詳細な報告がなされた。

最後に，事業最終報告書の取りまとめに向けた今後のスケジュールの確認がなされ，早田主査より，各委員に対し，引き続きの協力依頼方の要請がなされた。

第24回事務局会議

I．日時 平成19年1月9日（火） 13 時～14時
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，18年度第1回検討会議について，委員各位の協力について謝辞。
- 早田主査より，第2回検討会議開催時期について，検討会議メンバーに対する日程照会をすることの確認。

第2回検討会議の開催に向け，各委員に対し日程照会をするよう要請がなされた。

## 第25回事務局会議

I ．日時 平成19年1月23日（火）13時30分～14時40分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について

- 早田主査より，オーストラリア訪問調査（ $2 / 26 \sim 3 / 2$ ）について説明•承認。
- 早田主査より，第2回検討会議の資料となる報告書の提出依頼。

予定しているオーストラリア訪問調査のスケジュールと調査のアウトラインについて，全体の合意を図 るとともに，早田主查より，第2回検討会議に向け，資料作成を急ぐよう要請がなされた。

## 第26回事務局会議

I．日時 平成19年2月6日（火） 13 時～14時
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
－早田主査より，最終報告書作成について近々，本省で担当者と打合せの予定があることの説明。
－早田主査より，第2回検討会議の資料となる報告書の提出依頼。

早田主査より，最終報告書の作成に向け，本省と打合せ準備をしている旨の報告が行われた。また，引

き続き，第2回検討会議に向け，担当分の資料作成に邁進するよう協力要請がなされた。

先導的大学改革推進委託「教員の所属組織」平成18年度第2回検討会議

I．日 時 平成19年2月16日（金） 12 時～15時40分
II．場 所 総合教育棟大会議室
III．出席者 早田，羽田，工藤，山崎，高田，柴田，青野，西山，堀井，渡辺
（欠席者）夏目，清水，八尾坂，入澤，秦，荒川，鹿野，本木，山本，轟，田川
IV．議 題
（1）昨今の高等教育改革の動向早田主査から，最近の動向について説明があり，意見交換を行った。
（2）最終報告書作成に向けたスケジュールの確認
早田主査から，今次の検討会議終了後，早い段階で最終報告書（案）の中身について，文部科学省の担当者と打ち合わせを行う予定であること， 3 月中に成案を仕上げるべく，各委員にも協力をお願いした旨の報告•提案がなされ，承認した。
（3）最終報告書案の個別報告とその検討（前回会議に未提出のものについて）
各委員から，資料に基づき報告があり，併せて，講座と学科目の定義の明示，系の分析結果とは別に全体をまとめた分析結果が出せないか，国外大学の報告書に係る正確な用語 （和訳）の使用，等について意見交換を行った。
（1）最終報告書構成案一早田主査
（2）事業完了報告書案（現時点のもの）一早田主査
（3）アンケートの分野別調査
○人文•教育（教育学）•国際系一堀井委員
○教育（教員養成学系）系一渡辺委員
○社会•情報（文系）系－西山委員
○ 理学•工学•農学•水産•情報（理系）系—西山委員
○医学•歯学•獣医学系—西山委員
○薬学•保健学•看護学系—西山委員
○ 人間•生活科学系一渡辺委員
（4）国内大学現地調査
○ 横浜市立大学一工藤委員，羽田委員
○岩手大学一羽田委員
○ 大阪医科大学一早田主査•青野委員
（5）国外大学現地調査
－アメリカ（WASC）－早田主査
○同（ジョージワシントン大学）—堀井委員
○同
（カリフォルニア大学バークレー校）一堀井委員

○同（ミルズカレッジ）－堀井委員
（4）最終報告書の骨子案の検討
早田主査から，資料に基づき構成案等について説明があり，意見交換を行った。
○本編 200 ページ，資料 200 ページ，計 400 ページの予定。
現地調査報告書は適正な枚数とし，資料は関係部分のみで大学案内等は載せない。
○ 大学現地調査等の報告書の体裁について，全てを統一することは無理なので，そ れぞれに分かりやすい工夫を行う。また，調査時期を明示する。
（5）今後の予定
早田主査から，最終的な取りまとめを行い，文部科学省と打合せの上，3月中の報告書作成を目指したい旨の説明があり，承認した。

最終報告書の取りまとめに向け，スケジュールの確認がなされた。
また，あらためて，執筆者と分担部分の確認がなされた。
引き続いて，報告書骨子案の検討がなされ，最終報告書の取りまとめに当っての留意事項についての確認もなされた。

最後に早田主査より，最終報告書の取りまとめに当り，本省の担当者と打合せをし，遺漏のないよう対処する必要があること，最終報告書作成期限を3月末までとするスケジュールを変更しないこと，につい て一同に理解を求め，承認された。

## 第27回事務局会議

I．日時 平成19年2月20日（火） 13 時～14時15分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）委託事業の実施について
－早田主査より，18年度第2回検討会議について，委員各位の協力について謝辞。また，同会議の資料を文部科学省へ送付したことの報告。

- 早田主査より，未提出分報告書の提出依頼。
- 早田主査より，最終報告書作成に関しての本省での打合せは3月5日以降になる見込みであ ることの説明。
－最終報告書の総頁数について検討及び報告書作成の協力要請。

本省との打合せに向け，最終報告書の作成の準備が順調に進んでいることについて，一同で確認をした上で，本省との打合せ内容についての意見交換を行った。
最終報告書の仕様や印刷業者の選定についての意見交換も行った。

第28回事務局会議

I．日時 平成 19 年 3 月 6 日（火） 13 時～ 13 時 20 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）早田主査より，本省との打合せ予定日の報告。
（2）早田主査より，作成中の最終報告書の作業進渉状況の説明。

最終報告書作成作業の最終盤の進渉状況について，全体で確認を行った。

## 第29回事務局会議

I．日時 平成 19 年 3 月 13 日（火） 13 時～ 14 時 30 分
II．場所 大学教育開発•支援センター共同研究室
III．議事
（1）早田主査より，本省との打合せの結果について
－報告書作成においては提言部分は不要で，当面の課題に関する記述を挿入する旨の要請があった事の報告。
－要旨集の作成依頼があったことの報告。
（2）最終報告書の作成部数は予算の範囲内であることの確認。
（3）予算の執行についての確認。

早田主查より，本省との打ち合わせ内容について，報告がなされた。打合せの内容は，多岐に亘ったが， とりわけ，教員の所属組織の改革に係る新制度の発足が間もないことでもあり，報告書の「結び」部分に は「提言」に関する記述を含める必要はないが，制度改正に伴う「当面の課題」には言及することが重要 であること，最終報告書を作成•提出の後，その「要約版」の作成を要請したいこと，の 2 点について，特に留意されたいとの意見が表明された旨の紹介がなされた。

引き続き，最終報告書の仕様，報告書作成にかかる経費と予算についての確認がなされた。

8．事業にかかる調査研究の経緯と進捗状況
$<$ 平成 17 年度分 $>$
平成 17 年度実施分については，以下の通りである。
（資料17－3「文部科学省委託事業に関する実施の経緯（平成 17 年度分）」を参照）
（1）文献調査について

文部科学省に提出した実施計画書にあっては，「講座／学科目制」，「教員の所属と学生の所属を分けると いう取組」についての文献調査を行うことが計画されていた。

この点につき，後者については，その問題を扱った文献を収集し，内容の検討を行ってきた。前者につ いても，同様の検討を行い，工藤潤（大学基準協会 大学評価•研究部企画•調査研究系主幹）より，「講座制の歴史的変遷とその功罪」と題する文書の提出を受けた。

## （2）アンケート調查について

（1）アンケート調査の企画と実施の経緯
「実施計画書」では，「講座／学科目制についての総括」の調査研究の過程で，こうした仕組みの有効性， その廃止に伴う代替的仕組みについて考究することを目的に，また併せて，「学生の所属と教員の所属を分 ける」という取組の実体把握とその導入等を視野に入れた準備状況を探求することを目的に，大学，学部等を対象にアンケート調査を行うことが企画されていた。

この企画を実施に移すに当り，前記の中央教育審議会大学分科会•大学の教員組織の在り方に関する検討委員会『＜審議のまとめ＞』の内容をあらためて精査したほか，上述の如くこうした内容を扱った文献調査を行った。また，筑波大学等の先行事例についての報告を求め，その意義について確認した。以上の検討を踏まえながら，アンケート調査票の作成とその送付に向けた作業に着手した。
こうしたアンケート調査票の作成に向けた作業の模索は，「教員の所属組織」に関する調査研究を受託した直後から始められ，平成17年11月29日開催の文部科学省委託調査事業第1回検討会議にはその素案が提出された。そしてそこでの検討を受けて修正案を作成した。この修正案は同第2回検討会議に提出され，そこ であらためて細部に亘る検討が行われた。この時期，並行して，早田主査のほか，堀井委員，轟委員などから成る「文部科学省委託調査アンケート打合せ会」を 4 回開催し，アンケート調査票の内容，様式，発送部数，発送方法について，実質審議を重ねた。これとは別に，アンケート封筒の様式の検討も，1回行った。

以上のような経緯を経て，アンケート調査票は，「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関するアンケート調査票」（大学全体調査分），同（学部調査分）として確定された（以上，資料 17 -4 「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関するアンケート調査（ご協力へのお願い）」，資料 $17-5$ 「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関するアンケート調査（大学全体調査）」，資料 17－6「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関するアンケート調査（学部調査）」をそれぞれ参照）。

アンケート調査項目は，大要，以下のようなものであった。
－現行の「教授•助教授•助手」を「教授•准教授•助教•助手」へと改めることを内容とする「教員 の職」に関する学校教育法の制度改正に関する認識の度合い。

- 助教や助手，さらには専任講師の今後の位置づけ。
- 講座／学科目制の採用状況。
- 講座／学科目制に関する，存廃も含めた今後の予定。
- 講座／学科目制の功罪。
- 講座／学科目制に替わる当面の措置状況。
- 現行の教員組織の状況。
- 「学生組織」と「教員組織」を分離させるなどの教員組織改革に関する計画状況。
- そうした教員組織改革を実施し，若しくは計画するに至った理由•背景。
- 「教員の職」の変更，講座／学科目制に関する規定削除といった制度改正に伴ら教員組織や教育研究の あり方に関する将来展望。
－その他。

アンケート調査票は，平成18年2月7日付で，全国の大学に向け発送した。
アンケート調査票の添書では，本調查の趣旨•目的を明らかにするとともに，その結果は全て統計的に処理し，他の調査結果と併せて客観的に分析した上で，その成果を協力された大学に報告させていただく こと，提供された個々のデータの取扱いについては，細心の注意を払い，大学名が特定できるような公表法は厳に避けること，などが明示された。
発送対象とする大学の確定に当っては，「大学全体」と「学部」に分け，その双方について調査すること，「大学全体」に係る調査については，調査対象とする設置者別大学の母数が均等になるよう配慮すべく，実際に発送する国•公•私立大学間に偏りが生じないよう措置すること，国立大学，公立大学は全て発送 の対象とすること，私立大学については，医•歯•薬•獣医学系学部を設置を設置している大学は全て調查対象とすること，同じく私立大学について，複数学部を擁する大学で，かつ，そこに設置されている大学院•研究科名称が，その大学の学部名称と一致していないものがある場合，そうした大学は自学の教員組織を柔軟に運用する条件が整っていると推定し，それら大学も発送対象とすること，等の点につき，上述の一連の会議の過程の中で合意が図られた。

こうして発送の対象とした大学の内訳は，＜大学全体調査＞では，国立大（大学院大学を含む）86校，公立大 73 校，私立大（医•歯•薬•獣医学系学部を設置）77校，私立大（上記以外で，かつ，複数学部を擁する学部名称と研究科名称が一致しない大学）1 3 3 校で，合計 3 6 9 校であった。＜学部調査＞ では，国立大 300 学部（等），国立大（大学院大学）12研究科，公立大 116 学部，私立大（医•歯•薬•獣医学系学部を設置）237学部，私立大（上記以外で，かつ，複数学部を擁する学部名称と研究科名称が一致しない大学）5 2 6 学部で，合計 1221 学部（等）であった。＜大学全体調査＞と＜学部調査 $>$ の総合計は，1590であった。
なお，アンケート調査に対する照会に対する回答につき，回答者間で回答内容に差異が生じることを極力避けるべく，アンケート調査に質問とその受け答えに関する簡単な「想定問答集」も作成した。
（2）回収状況
本アンケート調査は，制度変更に関する理解を得るのが困難な課題を取り扱った調查であるにもかかわ らず，各大学からの協力もあり，当初の予想を上回る高い回収率を挙げ得ることができた（資料 17－7「ア ンケート調査票回収状況」，資料 $17-8$ 「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在 り方に関する調査研究：教員の所属組織」に関するアンケート調査協力大学一覧」をそれぞれ参照）。
平成18年3月31日現在の具体的な回収状況は，＜大学全体調査＞では，国立大（大学院大学を含む） 70 校（回収率 $81 \%$ ），公立大 46 校（同 $63 \%$ ），私立大（医•歯•薬•獣医学系学部を設置）43校 （同 $56 \%$ ），私立大（上記以外で，かつ，複数学部を擁する学部名称と研究科名称が一致しない大学）

69 校（同 $52 \%$ ）で，合計 228 校（同 $62 \%$ ）であった。＜学部調査＞では，国立大 245 学部（等） （同 $74 \%$ ），国立大（大学院大学）8研究科（同 $67 \%$ ），公立大 62 学部（同 $53 \%$ ），私立大（医•歯•薬•獣医学系学部を設置）1 0 1 学部（同 4 3 \％），私立大（上記以外で，かつ，複数学部を擁する学部名称と研究科名称が一致しない大学）2 1 3 学部（同 4 0 \％）で，合計 629 学部（等）（同 $52 \%$ ）であつ た。＜大学全体調査＞と＜学部調査＞の総合計は，857（同54 \％）であった。

現在，回収されたアンケート調査票は，＜大学全体調査＞，＜学部調査＞にそれぞれ分け，個別大学毎 の入力作業を行い，自由記述に関する部分も含めてほぼその作業を完了したところである（資料17－9「ア ンケート調査発送•入力•集計作業班メンバー一覧」を参照）。

## （3）国内訪問調査について

（1）国内訪問調査の趣旨と調査実施の経緯
「実施計画書」にあっては，「学生の所属と教員の所属を分ける」という手法を既に導入し運用している大学，導入の意思を公式に学内外に表明している大学の中から，いくつかの大学を抽出して，導入の背景•目的，導入決定までの学内プロセス，その取組•手法の内容，運用の状況（これを既に稼動させている大学についてのみ）等の諸点について聴取り調査を行う旨が明示されていた。

こうした趣旨に沿い，平成17年度は，教員組織改革を伴う教学改革をすでに実施している大学，各国立大学法人の掲げている「中期計画」において，同計画期間中に教員組織改革を伴う教学改革の実施を標榜している大学中，文部科学省委託調査事業検討会議のメンバーが所属する筑波大学，九州大学以外の大学の中から，次の 7 大学を選び，訪問調査を実施することとした。「中期計画」で教員組織改革を伴う教学改革の実施を標榜している大学を選択するに当り，我が国国立大学法人が公にしている全ての「中期計画」 に目を通しその精査を行った（資料 17－10「文科省委託研究における調査大学の選定について」を参照）。

その 7 大学とは，埼玉大学，北海道大学，長崎大学，茨城大学，福島大学，名古屋工業大学，北見工業大学の各大学である。

各大学に対して訪問調査を行うに当り，事前に協力依頼文を発した（資料17－11「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に伴う訪問調査（ご協力へのお願い）」を参照）。協力依頼文では，本訪問調査の趣旨•目的を明らかにするとともに，「貴学が既に教員の所属組織に関する改革を実施され若しくは中期計画において改革の方向性を示唆されているこ とを踏まえ，これに関連する諸措置の状況や今後の対応等について，差障りのない範囲内でお話しをお聞 かせ頂こうとするもの」である旨が明記された。

平成18年3月6日，埼玉大学を皮切りに実施された訪問調査は，同30日の北見工業大学を以って全 て完了した（資料 17－12「国内訪問調査一覧」を参照）。

訪問調査は，文部科学省委託調査事業検討会議のメンバーが 2 人 1 組でチームを組み行われた。内 1 名 は，原則として金沢大学大学教育開発•支援センタースタッフとする措置が講じられた。

この訪問調査に対し真摯に対応された大学の関係者は，いずれも副学長，学長補佐といった役職に就か れている方々であり，責任あるご回答に接することができた。
（2）国内訪問調査における具体的調査事項

訪問調査に当り，おおよそ，以下のような質問項目を作成し，これらを参考にしながら，具体的な調査 を実施した（資料 17－13「 文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「教員の所属組織」に関する平成 17年度訪問調査における基本的質問事項」を参照）。
［既に「教員の所属組織」に関する改革を実施している大学に対する質問事項］

- 改革に着手した理由•背景。
- 改革を行うことにより，当初期待した効果。
- 改革に向けて組織した体制，実施プロセス，改革に要した期間。
- 現行の「教員の所属組織」のアウトライン。
- 「当初期待した効果」の実現状況やそのための検証状況。
- 今後の計画。
- その他。
［「中期計画」を基に，「教員の所属組織」改革を予定している大学に対する質問事項］
- 改革を計画するに至った理由•背景。
- 改革により，期待する効果。
- 改革に向けて組織する体制，実施プロセス，期間。
- 改革の過程で，現に直面している課題，問題。
- 現行の教員組織と改革後のそれとの差異。
- 「中期計画」の掲げる改革（の計画）に対する現時点での進渉状況。
- その他。
（3）国内訪問調査を行うに当っての基本的確認事項
訪問調査の実施に際し，文書により，調査に赴くメンバー内で，以下の点についての確認を行った（資料 $17-14$ 「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調查実施に際しての留意事項」を参照）。
- 訪問大学に対し，今回の訪問調査の趣旨を，可能な限り正確に伝えること。
- 「中期計画」における「教員組織」に関する記述，当該大学から回収したアンケート調査票（既に，回収済みである場合のみ）の記述を踏まえた上で，所要の質問を行うこと。
- 質問に当っては，上記の「国内訪問調査における具体的調査事項」に掲記した質問事項に留意すること。
- 訪問大学から，担当者の説明を裏付けるような文書や資料を頂くよう可能な限りの努力をすること。
- 訪問調査レポートの作成を前提に調査を行うとともに，同レポートを，文部科学省に提出予定の報告書中に収めることにつき，相手方の了解をとつておくこと。併せて，訪問調査レポート中に，事実誤認等 がないかどうかの確認をする機会を設けてもらいたい旨を先方に伝えておくこと。
－訪問調査レポートの分量，作成•提出記述を厳守すること。
（4）訪問調査レポートに掲記する事項
本委託調査に係る平成 18 年度分の調査研究報告書に収録される訪問調査レポートへの掲記事項は，次の通りである。
- 大学名。
- 実施日時。
- 当該大学の実施対応者氏名（役職名）。
- 当該大学の旧来の「教員の所属組織」の状況。
- 改革後（改革を計画中の大学の場合，「計画中」）の新たな教員組織の概要。
- 当日の調査事項の一覧。
- 特記事項（特記事項がある場合のみ。既に改革を実施に移している大学が新組織の有効性を検証してい る場合には，その検証状況などを記載）。
－今回調査に当った人員の氏名•所属。

なお，本年度に訪問調査を行った 7 大学については，その全てについて，上記要件を充足したレポート の作成•提出を見た。
（4）海外調査について
（1）海外調査の趣旨
「実施計画書」にあつては，教員が「デパートメント」に所属する一方で，各教員が柔軟に編成された教育プログラムのコースを分担して受け持つというアメリカの高等教育システムの例を引き合いに出しつ つ，「学生の所属と教員の所属を分ける」という取組の有効性の模索に当り，比較制度論的視点から，参考 となる取組等の解明を試みることの必要性が力説された。

その上で，「学生の所属と教員の所属を分ける」という取組の考察に主眼を置いて，海外の高等教育の先進事例の調査を行うこと，調査対象国は，アメリカ，イギリス，ドイツ，フランス，オーストラリア，韓国とすることが明示された。
（2）調査実施の経緯
海外調査に係る上記趣旨を踏まえ，当該国に関する比較高等教育制度研究者を，文部科学省委託調査事業検討会議のメンバーに外部から招き入れるなど，アメリカをはじめとする国々の高等教育システムの調査を可能とする研究体制を組織し，海外調査を実施した（資料 $17-15$ 「海外訪問調査一覧」を参照）。

海外調査は，平成18年2月から3月にかけて，ドイツ，オーストラリア，アメリカ，韓国，フランス の順に行われた。調査対象校は，ドイツはヴィッテン大学，テュービンゲン大学，オーストラリアはロイ ヤルメルボルン工科大学，モナッシュ大学，メルボルン大学，アメリカはペンシルバニア大学，スタンフ オード大学，韓国は韓東大学校，延世大学校，ソウル大学校，フランスはパリ第 12 大学，高等教育職業専門教育センターであった。

こうした海外調査は，教員の所属組織，「学部」組織の現状，教員組織に関する改革動向，教員人事権の所在，「学部」組織と教育プログラムとの関係，学士課程，大学院課程の各課程で学ぶ「学生の所属組織」，
テニュア制に係る制度と運用の実体，「学部」•「大学院（文理学スクール）」と専門職大学院の関係並びに その各々の教員組織，「デパートメント」制と「専攻（メジャー）」との関係，教員の職階の相違性，教育研究の補助体制など，多岐にわたる事項を対象に行われた。
＜平成18年度分＞
平成 18 年度実施分については，以下の通りである。
（資料18－2「文部科学省委託事業に関する実施の経緯（平成 18 年度分）」を参照）
（1）文献調査について

文部科学省に提出した実施計画書にあっては，「講座／学科目制」，「教員の所属と学生の所属を分けると いう取組」についての文献調査を行うことが計画されていた。

この点につき，については，工藤潤（大学基準協会 大学評価•研究部企画•調査研究系主幹）より，「講座制の歴史的変遷とその功罪」と題する新たなレジュメ文書の提出を受けた。また，教員組織，教員 の所属組織に関する先行研究の文献調查も行った。
（2）アンケート調査結果の集計•分析等について

「実施計画書」では，アンケート調査結果のうち，まず，＜大学全体＞分のデータの集計作業を行い，中間集計の結果をWeb その他の媒体で公表すること，次いで，＜学部調査＞分のデータの集計作業を行う こと，その集計結果の取りまとめに当っては，全体を人文•教育（教育学）•国際学系，教育（教員養成）学系，社会•情報（文系）学系，法•経済•商学系，理•工•農•水•情報（理系）学系，医•歯•獣医学系，薬•保健•看護学系，人間•生活科学系，芸術•体育学系，総合学系，その他，といった括りで区分し，個別分野ごとの傾向を分析•検証していくこと，が計画されていた。

この実施計画に従い，6月，＜大学全体＞分のデータの集計作業を行い，＜大学全体＞調査会登校に中間集計結果を発送する手続をとるとともに，これをWebその他の媒体でも公表した。11月には，＜学部調査＞のみについて回答した大学•学部に対しても，これを送付する手続をとつた。これと並行させて，既に集計されている＜大学全体＞分のデータの分析作業も行い，12月中にその作業を完了した。
＜学部調査＞分のデータの集計作業は，ほぼ 10 月中に完了した。
これを受けて，次の各分野，すなわち人文•教育（教育学）•国際学系，教育（教員養成）学系，社会•情報（文系）学系，法•経済•商学系，理•工•農•水•情報（理系）学系，医•歯•獣医学系，薬•保健•看護学系，人間•生活科学系，芸術•体育学系，総合学系，その他，といった括りで区分された個別分野ごとの傾向の分析•検証作業に着手し，2月中旬を以ってほぼ完了した。

これら分野の分析に当たっては，およそ，以下のような共通の柱立てによりこれを行った。
（1）教員の職について
（1）教員組織に関する制度改正の認知度
（2）「助教」の職のあり方
（3）助手の位置づけに対する計画
（4）「専任講師」の職の今後の扱い
（2）講座／学科目制について
（1）講座／学科目制の採用状況
（2）今後における講座／学科目制の採否
（3）講座／学科目制の問題点
（4）講座／学科目制の利点
⑤ 教員の所属組織の形態（講座／学科目制を採用していない部局に限定された回答）
⑥ 教員組織改革の措置•計画の状況（講座／学科目制を採用していない部局に限定された答）
⑦ 教員組織改革の措置•計画の内容（6）の項目のうち，「新たな計画の実行段階」，「改革を計画中」，「今後計画に着手予定」と「回答」した部局の回答が対象）
⑧ 教員組織改革を計画するに至った動機•理由（6）の項目のうち，「新たな計画の実行段階」，「改革を計画中」，「今後計画に着手予定」と「回答」した部局の回答が対象）
（3）「教育組織」と「研究組織」の分離について
（1）「教育組織」と「研究組織」の分離に関する措置•計画の状況
（2）「教育組織」と「研究組織」の分離に関する措置•計画の内容（1）の項目のうち，「既に分離」，「分離計画を策定中」，「分離を検討」と「回答」した部局の回答が対象）
（4）教員にかかる制度改正が当該部局の教員組織に及ぼす中•長期的影響
（5）本章の総括
（1）教員の職
（2）講座／学科目制
（3）「教育組織」と「研究組織」の分離
（4）教員に係る制度改革がもたらす中•長期的影響
各分野の分析作業と第一次案の作成作業は，大学教育開発•支援センターの専任教員が手分けしてこれ を担当したほか，芸術•体育系，総合系については，体育系分野に精通した新委員に分析を依頼した。ま た，医•歯•獣医学系，薬•保健•看護学系，人文•教育（教育学）•国際学系，理•公•農•水•情報（理系）学系の分析に当っては，学内委員で，当該分野の専門家もどう作業に参画した（資料 18－5「分類別 データ分析担当者」を参照）。
（3）国内訪問調査について
（1）国内訪問調査の趣旨と調査実施の経緯
平成 17 年度に訪問調査を行った 7 つの大学について，「訪問調査レポートに掲記する事項」に掲げる事項を柱に，平成 18 年度，より詳細かつ具体的な内容のレポートを作成した。そうしたレポートの作成に当っては，当該作成時点が，当初訪問調査時より数ヶ月の日時が経過していることを考慮して，Web 等に より当該作成時点での大学の状況について再点検した。

さて，「実施計画書」によれば，回収されたアンケート調査票に記された「自由記述」の分析•検討の結果を基に，アンケート調査に参加した大学の中から，有為な改革を進めていると思慮されるものを 10 校程

度選択し，それらの大学を対象に，講座／学科目制に代わる新たな仕組みの検討•実現の状況，「学生の所属と教員の所属を分ける」という取組の進渉状況，そうした新たな仕組み・取組の中での「教員の職」の運用の状況，「教員団の審議権」の帰属する組織，などの事項について，第二次訪問調査を実施することと されていた。

この趣旨を踏まえ，第二次訪問調査では，国•公•私立の別なく，アンケート調査に係る「自由記述」 の分析を通じ，教員組織改革，「教員の所属組織」に関する改革を実施し若しくは改革の方向性を示唆して いる大学を 10 校選択し，これら大学を対象に訪問調査を実施した。
訪問調査の対象として選択したのは，新潟大学，徳島大学，横浜市立大学，岩手大学，和洋女子大学，高知大学，北九州市立大学，千葉大学，大阪医科大学，関西大学である。
各大学に対して訪問調査を行うに当り，前年度同様，事前に協力依頼文を発した（資料18－8「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：教員の所属組織」に伴 う第二次訪問調査（ご協力へのお願い）」を参照）。協力依頼文では，本訪問調查の趣旨•目的を明らかに するとともに，「貴学が既に「教員の所属組織」に関する改革を実施され若しくは改革の方向性を示唆され ていることを踏まえ，これに関連する諸措置の状況や今後の対応等について，差障りのない範囲内でお話 しをお聞かせ頂こうとするもの」である旨が明記された。
平成18年9月20日，新潟大学を皮切りに実施された訪問調査は，10月10日の関西大学を以って全て完了した（資料18－9「国内訪問調査一覧」を参照）。
前年度同様，訪問調查は，文部科学省委託調查事業検討会議のメンバーが 2 人 1 組でチームを組み行わ れた。内 1 名は，原則として金沢大学大学教育開発•支援センタースタッフとする措置が講じられた。

この訪問調查に対し真摯に対応された大学の関係者は，いずれも学長，副学長，理事，学長補佐といっ た役職に就かれている方々であり，責任あるご回答に接することができた。
（2）国内訪問調查における具体的調査事項
訪問調査に当り，おおよそ，以下のような質問項目を作成し，これらを参考にしながら，具体的な調査 を実施した（資料18－10「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「教員の所属組織」に関する平成 1 8 年度国内訪問調査における基本的質問事項」を参照）。
［既に「教員の所属組織」に関する改革を実施している大学に対する質問事項］

- 改革に着手した理由•背景。
- 改革を行らことにより，当初期待した効果。
- 改革の過程で直面した課題，問題。
- 現行の「教員の所属組織」のアウトライン。
- 「講座／学科目制」の現状。
- 学内の大学院改革との連動性。
- 「教員の所属組織」と「学生の所属組織」を分離している場合における，各種の審議権•意思決定権の所在。
- 「当初期待した効果」の実現状況やそのための検証状況。
- 今後の計画。
- その他。
［「教員の所属組織」改革を予定している大学に対する質問事項］
- 改革を計画するに至った理由•背景。
- 改革により，期待する効果。
- 改革に向けて組織する体制，実施プロセス，期間。
- 改革の過程で，現に直面している課題，問題。
- 予定する「教員の所属組織」のアウトラインと現行教員組織との差異。
- 「講座 $/$ 学科目制」の存廃を含めた今後の対応。
- この改革に連動させた学内の大学院改革実施の可否。
- 「教員の所属組織」と「学生の所属組織」を分離を予定している場合における，各種の審議権•意思決定権の所在。
－その他。
（3）国内訪問調査を行うに当っての基本的確認事項
訪問調査の実施に際し，文書により，調査に赴くメンバー内で，以下の点についての確認を行った（資料18－11「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調査実施に際しての留意事項」を参照）。
- 訪問大学に対し，今回の訪問調査の趣旨を，可能な限り正確に伝えること。
- 当該大学から回収したアンケート調査票の記述を踏まえた上で，所要の質問を行うこと。
- 質問に当っては，上記の「国内訪問調査における基本的質問事項」に掲記した質問事項に留意すること。
- 大学によっては，改革を完了させた部局，実施途上若しくは計画段階の部局が混在しているので，この点に配慮し，聴取り調査の組み立てを行うこと。
- 訪問大学から，担当者の説明を裏付けるような文書や資料を頂くよう可能な限りの努力をすること。
- 訪問調査レポートの作成を前提に調査を行うとともに，同レポートを，文部科学省に提出予定の報告書中に収めることにつき，相手方の了解をとつておくこと。併せて，訪問調査レポート中に，事実誤認等 がないかどうかの確認をする機会を設けてもらいたい旨を先方に伝えておくこと。
－訪問調査レポートの分量，作成•提出記述を厳守すること。
（4）訪問調査レポートに掲記する事項
本委託調査に係る平成 18 年度分の調査研究報告書に収録される訪問調査レポート～の掲記事項は，次の通りである（資料 18－12「『訪問レポート』に盛り込むべき事項」，を参照）。
- 大学名。
- 実施日時。
- 当該大学の実施対応者氏名及び役職名。
- 調査に当った人員の指名及び役職名。
- 当該大学の旧来の「教員の所属組織」の状況（改革を計画中の大学の場合，その「現状」）。
- 改革後（改革を計画中の大学の場合，「計画中」）の新たな教員組織の概要（「教員の所属組織」と「学生 の所属組織」との関係，「講座／学科目制」の扱いにも留意しつつ）。
－当日の調査内容と成果。
－まとめ

本年度に訪問調査を行った 10 大学の全てについて，上記要件を充足したレポートの作成•提出を見た。 なお，前年度に訪問調査を行った 7 大学についても，その全てについて，上記要件に準拠したレポートの作成•提出を受けた。
（4）海外調査について

我が国の教員組織改革を展望し，「学生の所属と教員の所属を分ける」という取組の意義を一層明確に把握•認識していく上で，教員の職階制，教員組織，教育組織と研究組織，さらには教員組織と教育組織の関係等に係る事項を対象とする海外の先進事例の調査は不可欠である。

「実施計画書」によれば，本年度は，前回調査を見送ったイギリスのほか，あらためて，アメリカの教員の職階制，教員組織に対する追加調査も行うことや，アジア諸国の先進事例の調査も引き続き行ってい くなどがうたわれていた。

海外調査に係る上記趣旨•計画を踏まえ，当該国に関する比較高等教育制度研究者を，文部科学省委託調査事業検討会議のメンバーに外部から招き入れるなど，海外の高等教育システムの調査を可能とする研究体制を組織し，海外調査を実施した（資料18－13「海外訪問調査一覧」を参照）。

海外調査は，平成18年9月から翌年3月にかけて，アメリカ，中国，オーストラリア，イギリスの順 に行われた。調査対象について，アメリカはカリフォルニア大学バークレー校，ミルズ・カレッジ並びに カリフォルニア州の大学・カレッジの質保証を掌る公認の評価機関である「西部地区基準協会（WASC）） であった。中国は，北京大学，北京師範大学であった。オーストラリアはオーストラリア国立大学，シド ニー大学であった。そして，イギリスは，マンチェスター大学，マンチェスター工科大学，キングストン大学，オックスフォード大学事務局，ロンドン大学教育研究所，前 D f EE 高等教育局であった。

こうした海外調査は，教員の所属組織，「学部」組織の現状，教員組織に関する改革動向，教員人事権の所在，デパートメントと教育プログラムとの関係，学士課程，大学院課程の各課程で学ぶ「学生の所属組織」，テニュア制に係る制度と運用の実体，デパートメントと「専攻（メジャー）」との関係，教員個人評価システム，教育評価システムなど，多岐にわたる事項を対象に行われた。

## （5）最終報告書について

「実施計画書」によれば，平成 18 年度の調査研究の成果を大幅に取り込み，実質的に平成 17 年度， 1 8 年度の 2 か年間に亘り継続して行われた本事業全体を総括するような最終報告書の完成を目指すことが予定されていた。そこにいう最終報告書が，この『文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞調査研究報告書— 今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：教員の所属組織－』である。

本 篇

## 1．教員組織，「教員の所属組織」に関する先行研究の概観

ここでは，教員組織，「教員の所属組織」に関する先行研究を，簡潔に概観しておく。
旧制大学時代の講座制の意義•特質を論じたものとして，海後宗臣•寺崎昌男『大学教育』（1969 年 5 月，東京大学出版会），寺崎昌男「講座制の歴史」（1973年6月，『IDE 現代の高等教育』No．138）が ある。

こうした旧制大学の講座制が，新制大学にも引き継がれていった経緯を説明したものとして，大学基準協会十年史編纂委員会『大学基準協会十年史』（1957年6月，大学基準協会）が挙げられる。

ところで，1970年以降の一時期，いわゆる大学紛争によって荒廃した大学教育の現場をどう再生させ ていくかいう課題について真執な議論がなされたが，講座制についてもその在り方につき，多様な観点 から論議が展開された。

上記の寺崎「講座制の歴史」もその 1 つであったが，このほかに，中島直忠「講座制の分析と提案」（前掲『IDE』），田中信行「修正講座制私案」（前掲『IDE』），市川惇信「講座制をどう考えるか」（前掲『IDE』） などの諸論稿がある。

1984年8月，臨時教育審議会が発足し，大学改革の口火が切られる中で，国立大学協会は，国立大学全般の改革方向を模索する中で講座制のあり方についても慎重な検討を行い，その成果を国立大学協会第 1 常置委員会「大学の在り方について（中間報告）」（1985 年 6 月，国立大学協会）として取りまとめ た。

大学教員の「市場」や「移動」の問題を考究する中で，大学教員の養成•確保や大学教員の要件など，大学教員のあり方の分析を行った研究業績のうち，とりわけ「市場」問題に焦点を当てたものとして，新堀通也『日本の大学教授市場』（1965年9月，東洋館出版），同『大学教授職の総合的研究』（1984 年 2月，多賀出版）が，後者の「移動」問題を扱つたものとして，山野井敦徳『大学教授の移動研究—学閥支配の選抜•分配のメカニズム—』（1990 年 2 月，東信堂）が挙げられる。こうした問題を「研究者養成」，専門分野移動，研究者の転職•配置転換の視点から考察したものとして，塚原修一•小林信一『日本の研究者養成』（1996 年 12 月，玉川大学出版部）がある。また，学術研究業績とその産出を規定する諸要因の分析を通じて，大学教員の意義•役割等を国際比較の視点から考察したものとして，有本章編『学問中心地の研究 — 世界と日本にみる学問的生産性とその条件——』（1994年2月，東信堂）が挙げ られる。なお，大学教員市場問題を扱った最近の研究業績として，広島大学高等教育研究開発センター『日本の大学教員市場再考—過去•現在•未来—＜COE 研究シリーズ $15>$ 』（2005年3月，同セン ター）がある。

ところで，1997年6月，大学教員等に任期を付すことが出来ることを内容とする「大学の教員等の任期に関する法律」が公布されたが，その前後から，大学教員に任期を付すことの是非の論議と並行して，大学教員の役割に係る論議が活発化していった。こうした議論を具体的に反映させたものとして，有馬朗人「大学教員任期制—大学審の考え方」（1996 年 2 月，『IDE 現代の高等教育』No．374），「『大学教員任期制』への疑問」（前掲『IDE』），新堀通也「日本の大学教員人事と任期制」（前掲『IDE』），有本章「大学教員人事と任期制」（前掲『IDE』），村田直樹「教員の流動性と任期制 — 審議会答申とその法制化—」（1997年10月，『IDE 現代の高等教育』No．391），江原武一「大学教員のモビリティ — 国際比較」（前掲『IDE』），加藤毅『若手研究者の養成過程におけるモビリティ—任期制は活性化をもた らすか』（前掲『IDE』）といった諸論稿が挙げられる。大学教員任期制に関する制度運用などの状況を， アンケート調査や面接調査とその分析等を通じて解明を試みたものとして，広島大学高等教育研究開発 センター『わが国の大学教員に関する人事政策—任期制調査を中心に—＜COE 研究シリーズ $4>$ 』
（2004年3月，同センター），同センター『わが国の大学教員に関する人事政策II—任期制の導入•実施•再任の分析を中心に—＜COE 研究シリーズ $14>$ 』（2005 年 3 月，同センター）などがある。社会•経済•学術文化のグローバリゼーション，ユニバーサル段階での学生の多様なニーズへの対応，高等教育の市場化，高等教育への公財政支出の漸減化といったさまざまな要因を背景に，大学へも「構造改革」が押し寄せようとする状況の下，大学教員の地位•役割の見直しを含めた大学教員の「再定義」 の問題に関する論議を収録したものとして，広島大学高等教育研究開発センター『大学教授職の再定義
—第32回（2004 年度）研究員集会の記録 —＜高等教育研究叢書 83＞』（2005 年 10 月，同センター） がある。関連して，上記のような状況を背景に，教員の職や「教員の所属組織」など教員組織に関する制度改正の問題が議論の组上に載せられている中，天野郁夫「変貌する大学の教員組織」（2005年6月，『IDE 現代の高等教育』No．471），大崎仁「大学の教員組織を考える」（前掲『IDE』），寺崎昌男「大学教員の職名•職務はどう規定されてきたか」（前掲『IDE』），加藤毅「大学の教員養成と助手制度の改革」（前掲『IDE』），小林信一「大学教員とその組織」（前掲『IDE』），藤田幸男「経営から見た教員」（前掲『IDE』），有本章「日本の大学教員」（前掲『IDE』），などの諸論稿が公にされた。同様に，教員組織 の制度改正問題を，学校教育法改正問題と明確に連動させて論じた論稿（インタビューを含む）として，荻上紘一「制度の大枠が示され大学に選択が委ねられた」（2005年10月，『Between』No．216），小林信一「テニュア制度を正しく理解し議論するために」（前掲『Between』），山野井敦徳「教員の流動性を促 すものは何か——任期制の実態調査を基に考える—」（前掲『Between』），舘昭「何でもありにせずデ パートメント制の確立を」（2006 年 3 月，『リクルート カレッジマネジメント』No．137），同「『教育と研究の分離』は大学の自殺宣言」（2006 年 7 月，『リクルート カレッジマネジメント』No．139），など がある。

このほか最近の研究業績で，大学教員の職務行使のあり方を倫理的側面をも加味して考察したものと して，別府昭郎『大学教授の職業倫理』（2005年4月，東信堂）が，大学教員の職務•職掌を FD と関連 づけ日米比較の視点から論じたものとして，有本章『大学教授職と FD — アメリカと日本—』（2005年 3 月，東信堂）が，また，大学教員の人事評価の問題を論じたものとして，佐々木恒男•齋藤毅憲•渡辺峻『大学教員の人事評価システム』（2006 年 4 月，中央経済社）がある。

早田 幸政（金沢大学 大学教育開発•支援センター教授）

## 2．講座制の歴史的変遷とその功罪

## はじめに

2006 年 3 月の大学設置基準の改正により，講座制•学科目制が廃止され，今後，大学は，「その教育研究上の目的を達成するため，教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野」に応じて，教員組織を整備することとなった。講座制•学科目制についてはこれまで，人事，予算，教学面等におい て硬直的•閉鎖的運用を招き，教育研究の進展に応じた柔軟な組織編制や各大学の自主的•自立的取組 を阻んできたとこれまでしばしば指摘されてきた。とりわけ，講座制は，1893年に導入された制度であ るが，本来の制度的目的と実態とが大きくかけ離れていった。
本稿では，この講座制の導入の経緯とその背景，その後の講座制の展開について瞥見すると同時に，今後の教員組織改革について展望する。

## 1．講座制の導入

講座制は，1893年，文部大臣井上毅により，講座担任による大学教官の専攻する学問の責任の明確化，各教官の仕事内容の差異に応じた待遇を考える必要性を理由に，帝国大学の各分科大学に設置された。
この講座制は，帝国大学（現在の東京大学）のみに特権的に認められた制度で，官立単科大学，公•私立大学には導入されなかった。

この講座制の第一の特徴は，もともとは 1 講座 1 教授で編成されるものであるとして導入された点で ある。帝国大学令には，教授を欠く場合は助教授，講師が担当するとあるが，原則として，教授と助教授がセットで講座を担当するという制度ではなかった。また，帝国大学官制には，教授は，「講座を担任 し学生を教授しその研究を指導す」とあるが，必要により助教授，講師が職務を分担するということに なっており，助教授の任務としては，「教授を助けて授業および実験に従事す」とある。このように，学生を教授，研究指導，助教授が授業や実験に従事という文言から見ても，講座は研究体制の整備だけで はなく，教育体制の整備をも意図したものであったということである。
第二の特徴は，講座制だけが単独で導入されたものではなく，帝国大学教官の職務俸制度と深く関連 させた制度であったという点である。帝国大学の給与は，本俸と職務俸の 2 つに区分され，そのらち職務俸は講座に対するものと規定されていた。つまり，原則として教授に対して給付されるものであった。 また，その額は，文部大臣が決定することになっていた。講座制度と職務俸制度がセットとして導入さ れたことにより，大学の深部に官僚のコントロールが及ぶ制度となった。

## 2．講座制の改革

1926 年，文部省は，講座を，非実験講座，実験講座，臨床講座の 3 種に区分し，非実験講座，実験講座は，教授 1 －助教授 1 －助手 $1 \sim 2$ ，臨床講座は教授 1 一助教授 1 －助手 3 のように，教授，助教授，助手に定員を設け，予算積算の基礎として整備した。また，講座制導入時の 1 講座 1 教授の原則から教授から助手まで教官定員を定めたことは，講座内のヒエラルキーを形作り，終身雇用制と結びつくこと によって大学教官の昇進体系を意味するものとなった。

## 3．国立大学にみる講座制批判

戦後，戦前の講座制をそのまま引き継いだ形となったが，講座制に対する批判が国立大学の中から現 れてきた。その一つが，名古屋大学理学部物理学教室の改革である。同教室では，予算の積算基礎して，教官定員としての講座制は残しつつも，学内的には，研究組織としての講座制を打破して，「名古屋大学物理学教室憲章」を制定（1946 年 6 月）した。これは，「物理学教室の運営は民主主義の原則に基づく」 とし，「物理学教室の最高議決機関は教室会議である」と規定して，大学の内側から講座制改革を進めた。
こうした改革の背景には，従来の組織，講座制では，各講座内における教授の独裁的地位は一層強化 され，講座は封建的師弟関係を生み出す温床となり，講座間の人事交流が無いためセクショナリズムが ひどくなってくるとの危惧があった。当時，研究組織の民主化運動の先頭に立っていた物理学教室の坂田昌一教授は，1947年に次のように書いている。

従来の組織においては講座すなわち研究室の関係にあるため各講座内における教授の独裁的地位は一層強化さ れ，講座は封建的師弟関係を生み出す温床となっていた。また講座間には人事的交流が全く絶たれているためセク ショナリズムは年とともにひどくなってくる。このような弊害は新しい民主的組織のなかでは全く発生の余地がな い。しかも憲章の第四章においては各研究室がその最高議決機関として研究室会議をもたねばならないことを要求 しているから，各研究室の運営も教室の運営と同様にデモクラシーの原則に基づいてなされる。したがって特定の研究者が独裁的権力をふるら危険は生じ得ないのである。（『研究と組織』）
この教育憲章による教室の運営については，最高議決機関である教室会議が，研究室の構成，研究員 の人事，研究室に対する研究費の割り当てなど基本的重要事項を審議•決定した。また，従来の講座に代って研究室が作られ，各研究室の最高議決機関として研究室会議を設置した。この研究室会議の構成員は，その研究室に所属する全研究員とし，各研究室での取り決めは，研究室全員で審議し決定した。 なお， 1 人で 2 つ以上の研究室に所属することも可能とした。

教育上の諸問題は教官と学生よりなる教育会議で取り扱うこととし，そこではもともとある講座間の連絡や教育上の問題を議決していた。

## 4．新制大学発足時の講座制に関する論議とその制度化

新制大学発足時，大学基準協会の前身である大学設立基準設定協議会で講座制のあり方に関して議論 が展開されている。このことについて，大学基準協会十年史では，講座は「現在東京帝大で実施してい る講座制とは違って幅のあるもの，各大学の解釈によっては創意工夫の余地を残すという意味のもので あり，科目制と講座制とを両者有無相通ずるような風に運用できる程度のもの」と説明している。

つまり，ここでは，講座の数及びその内容について一定の基準をつくることは，大学の内容を画一•固定化するおそれがあり，より柔軟な制度として捉えるべきと示唆した。
そして，1947年，大学基準協会は，大学基準を制定し，その中で講座制を次のような規定した。
「三，大学はその目的使命を達成するために必要にして充分な講座を設けなければならない。••••」
また，その後「三，大学はその目的使命を達成するために必要な講座又はこれに代る適当な制度を設 けなければならない。••••」と改定して，講座について「各大学は，その目的使命に応じて最も適当 と思われる研究•教授の組織形態を自由に決定し，各々その独自の学風と特色を遺憾なく発揮すること が出来る」ものと解説した。

## 5．大学の講座等に関する要項（改正案）

1951年3月，文部省は，大学基準協会の設定した大学基準の定める講座制に関して，具体的に要項を定めていた。ただ，この要項は，実際に大学に通達されたかどうかは不明である。この要項は，「各大学 が学部学科の講座又はこれに代る制度をいかように編成するかの目標を示したもの」と位置づけた。そ のポイントを示すと，次のとおりである。
（1）講座又はこれに代る制度について
講座またはこれに代わる制度は，大学の構成，およびその規模に応じてそのいずれかを採用するこ
とになる。同時に教授上および研究上必要な種類と数量のものが設置されなければならない。講座に代る制度は学科目とする。
（2）講座を置く大学について
大学院を置く大学は原則として講座制をしくものとする。
（3）学科目制をとる大学について
大学院を置かない大学は原則として学科目制をとるものとする。
（4）教員組織について
講座を実験，非実験，臨床の 3 種として標準の教員数を示す。

| 種別 | 教授 | 助教授 | 講師 | 助手 | 助補 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 非実験講座 | 1 | 1 | 1 | $1-2$ | 1 |
| 実験講座 | 1 | 1 | 1 | $2-4$ | 2 |
| 臨床講座 | 1 | $1-2$ | 1 | $4-6$ | 2 |

また，学科目制の教員組織については，教授•助教授•講師の割合を $4: 5: 1$ とし，学科の性質

などに応じて増減もある。
6．国立大学の講座に関する省令の施行
ところで，新制大学が次々と設置されていく中で，講座制はどのように取り扱われていったのだろう か。
1954（昭和 29）9月，国立学校設置法に基づき国立大学の学部に置かれる講座の種類•数を定め（国立大学の講座に関する省令），その講座は，大学院に置かれる研究科の基礎となるものとした。つまり文部省は，この時点では，大学院を置く大学の学部には講座を認め，他は認めないという方針をとったの である。
この省令では，北海道大学，東北大学，東京大学，東京教育大学，東京工業大学，一橋大学，名古屋大学，京都大学，大阪大学，神戸大学，広島大学，九州大学において，学部に置かれる講座（大学院に置かれる研究科の基礎となるもの）の種類および数を定めた。これにより，戦後はじめて講座制が制度化された。
また，1955（昭和 30）年7月には，国立大学の講座に関する省令の一部改正する省令が公布された。 この省令は，講座の増設に関するもの，講座の名称の変更に関するもの，従来の規定の講座順序の変更 に関するものなどで，改正が全体にわたったことから全文改正となった。なお，この改正で，群馬大学，千葉大学，東京医科歯科大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，徳島大学，長崎大学，熊本大学の各医学部（東京医科歯科大学については歯学部も含む）の講座の種類，数をあらたに定めた。

## 7．大学設置基準の制定

1956年10月，大学設置基準が制定され，その中で大学は，学科目制か講座制のいずれかを設けて， そこに必要な教員を置くものと定めた。大学設置基準では，学科目制は，教育上必要な学科目を定める とし，講座制は，教育研究上必要な専攻分野を定めるとした。学科目制をとった場合，主要学科目，そ れ以外の学科目，実験•実習•演習などを伴ら学科目などに分け，主要学科目には専任の教授，助教授 が担当することなどが求められた。また，講座制は，教育よりも研究を重視する制度であり，新制大学 などは講座制ではなく学科目制をとることとなった。

この大学設置基準の講座制に関する規定について，「大学設置基準は，結局，講座制を温存する一方，科目制を制度化し，この差別的制度のもとで，旧制時代の大学と高等学校•専門学校の間にあった，研究•教育機関と教育機関という原理的な違いを新制度の中に再現」させた。また，講座制•学科目制の区別がもたらしたものは「大学予算面における格差の公然化とその拡大」であるとの指摘がなされた（寺崎 1969）。

この講座制の規定は，戦後，大学基準協会が定めた大学基準において，大学の主体性のもと新たな教育研究組織の構築を目指そうとしたが，結局は空洞化を招いてしまい，旧帝国大学などの伝統のある大学に講座制を認め，それ以外は学科目制としたことにより，国立大学の種別化に結びつくものとなった。

8．政府審議会答申における講座制に関わる提言と制度改正
政府審議会では，その答申において，いくつかの講座制に関わる提言を行ってきた。
1991年の「大学教育の改善について（答申）」では，国立大学では，学科目制，講座制とも，教育•研究面での機能，予算•人事等の面でも一定の役割を果たしており，大学設置基準上，学科目制，講座制は従来どおりとすると指摘した。しかしながら，2000年の「グローバル化時代に求められる高等教育 の在り方について（答申）」では，講座制は，安定した組織の下での教育研究の継承発展に寄与してきた が，閉鎖的，硬直的な運営に陥りがちになる，今後，大学が柔軟かつ機動的に教育研究を展開していく ためには，より柔軟な教員組織の在り方を検討する必要があると指摘し，各大学の教員研究上の目的を達成するために必要な教員を置くことを基本に，具体的な組織編制の在り方については各大学において より自由に設計できるようにする必要があると提言した。これに基づき，2001年に大学設置基準が改正 され，講座，学科目以外の教員組織を置くことが認められることとなった。
2005 年には，中央教育審議会大学分科会により，「大学の教員組織の在り方について（審議のまとめ）」 が公表され，そこでは，講座制•学科目制，とりわけ講座制については人事•予算•教学面等の様々な側面において硬直的•閉鎖的な運用を招き，教育研究の進展に応じた柔軟な組織編制や，各大学の自主的•自律的取組を阻害しているとの指摘が顕在化してきているとして，講座制•学科目制に代わる規定

の新設を提言した。すなわち，大学は，それぞれの教育研究上の目的を達成するために，全ての教員に ついて役割分担，連携の組織的体制の確保，責任所在の明確化が図れるような教員組織を編成すること が必要であると指摘した。そして，2006年3月，大学設置基準から講座制•学科目制に関する規定が削除された。

9．講座制の功罪
講座制の功罪，すなわちメリット，デメリットは何か。以下に整理する。
（1）「功」
－講座の名称により内容が規定されているため，教育研究の責任体制が確立され，その分野の学問の継承を確実にする。

- 学外の圧力から学問の自由を守る。
- 研究課題•授業内容の選定•計画および予算の使途について自立的権限を有する。
- 助教授•助手の人事に自主性を有して後継者養成に有効である。
（2）「罪」
－教授の絶対的権限を背景に階層的支配が構成され，講座の運営を誤れば，助教授以下の研究の自由 が保証されないなどの問題が起こる。
- 教育•研究の自立性の保証が，ともすれば閉鎖的セクショナリズムの温床に陥る危険性がある。
- 学問研究の進展に基づく新しいテーマの設定や学際領域の充実が困難である。
- 教育面において，カリキュラムが講座の壁にさえぎられて，体系性•統一性•弾力性を欠く。
- 封建的徒弟制度を生み出す基盤となり，人事の硬直化がおこる。

おわりに
講座制は，教育研究の責任体制の確立，教授の各専攻分野における責任の明確化という点では，講座制は一定の役割を果たしてきた。しかしながら，大学に入学してくる学生の多様化が進み，学力低下が指摘される昨今，各大学の使命•目的に応じた体系的カリキュラムを充実する中での導入教育や全学的教養教育の実施，ファカルティ・ディベロップメント（FD）など，講座の枠を超えて大学全体として の取組が求められている。そのために，それぞれの大学では，柔軟性のある組織構造を構築して，その もとで各教員の役割分担と連携を可能とする体制の構築が不可欠である。

## ＜参考文献＞

- 『大学基準協会十年史』1957年，大学基準協会
- 海後宗臣•寺崎昌男『大学教育』1969年，東京大学出版会
- 寺崎昌男「講座制の歴史」『I D E現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 星野英一「議論の前提と今日の問題」『I D E現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 中島直忠「講座制の分析と提案」『I D E 現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 田中信行「修正講座制私案」『I DE現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 市川惇信「講座制をどう考えるか」『I D E 現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 斉藤幸一郎「外からみると，こうも，みえる」『I D E 現代の高等教育』No．138，1973年6月，民主教育協会
- 「大学の在り方について（中間報告）」1985年6月，国立大学協会第 1 常置委員会
- 寺崎昌男『プロムナード東京大学史』1992年，東京大学出版会
- 寺崎昌男「高等教育小史 「研究」と大学」『進研ニュース VIEW 21 』 1997 年 12 月，ベネッセコーポレーション
- 寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』2000年，評論社
- 『大学基準協会 55 年史』 2005 年，大学基準協会
- 天野郁夫「変貌する大学の教員組織」『I D E現代の高等教育』No．471，2005年6月，民主教育協会
- 大崎 仁「大学の教員組織を考える」『I DE現代の高等教育』No．471，2005年6月，民主教育協会
- 寺崎昌男「大学教員の職名•職務はどう規定されてきたか」『I D E現代の高等教育』No．471，2005年6月，民主教育協会
－『名古屋大学 50 年史』

